



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳（２）　－アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対象をも兼ねて－
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, Takeshi
Citation	北大法学論集, 51(6), 318-274
Issue Date	2001-03-30
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15053">https://hdl.handle.net/2115/15053</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	51(6)_p318-274.pdf



## ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳（2）

—アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて—

石 川 武

### 目 次

凡 例

主要文献略語表

はじめに

ザクセンシュピーゲル・レーン法

巻頭言～6・2

(以上51巻5号)

7・1～13・3

(以上本号)

13・4～

(次号以下)

おわりに

192

7・1 いずれかの主君が彼の家臣にある所領を、(次のような条件で、すなわち)それが少なくても多くても、それ(=ある所領)が彼(=主君)にとって最初に自由に(ledich)になる<sup>1)</sup>時に(つまり、最初に主君の手に戻った所領=レーンを、その大小にかかわらずその家臣に占有・支配させる、という条件で)封与し、<sup>2)</sup>その後もう一人(の家臣)に(具体的にこの所領に特定され)明示されたゲディングゲ(benümet gedinge)を封与する(ないし、した)<sup>3)</sup>場合、それ(=その所領)をゲ

ヴェーレの中に (in gewere) もっている (=レーンとして占有・支配している) 者が死亡する (あるいは、した) 時、前者は後者に対し (彼よりも) 先の (=先に与えられていた) レーン (あるいは、授封) をもって (あるいは、それを理由に) (mit dem erren lene)、<sup>4)</sup> 彼 (=後者) の (この所領に特定され) 明示されたゲディングを破ることをえない、けだしそれ (=そのゲディングが設定されていた所領) は (それを占有・支配していた家臣の死亡によって) 主君にとって自由になる (=主君の手に戻る) ことはないからである。<sup>5)</sup> ただし人 (=主君) が、(前者との約定=彼への待機権の封与を反古にするために)、それ (=その所領) をゲヴェーレの中に (in weren) もつ (=占有・支配している) 者が病床に臥している間に、脱法的譲与の手段として (to ener vluchtsale) (その所領についての) ゲディングを (別な家臣に) 封与する (ないし、した) 場合はこの限りでない。<sup>6)・7)</sup>

- 1) ザクセンシュピーゲルにおける ledich の語については、石川「ゲヴェーレ」、142頁および註・96を参照されたい。そこでも述べておいたように、この語は——ある物ないし権限が主語になる場合、したがってこのレーン法7・1の場合にも——「(あるレーン (財) が主君にとって) 自由な状態である (あるいは、自由な状態になる)」、あるいは、「(主君がそれをまだ) 授封していない、したがって (主君がそれを家臣に) 授封しうる状態である (あるいは、そうした状態になる)」という意味で用いられている。ある主君がそれまである家臣に授封していた所領が「彼にとって ledich になる」(つまり、その所領が主君の手に戻る) のは、このレーン法7・1にも見られるように、多くは (その所領を占有・支配していた) 家臣が封相続人なしに死亡した場合——それも厳密に言えば、この条項に明らかなように、その所領について別な家臣に「ゲディング」が封与されていない場合——であるが、後出の諸条項 (および、「ラント法」の関係条項=1・38・2) には、家臣がレーンを (断念し) 主君に返還した場合、家臣のレーンが (ラント法廷および主君のレーン法廷の) 判決をもって剥奪された場合、家臣が主君に対して (および、家臣がその家臣=又家臣に対して) 主従関係を (一方的に) 解約した場合、なども出てくる。
- 2) こうした (将来レーンとして占有・支配すべき所領を特定せずに、最初に主君にとって「自由に」なった=主君の手に戻ってきた所領を占有・支配させる、という条件での) 封与は、「レーン法」では、後出55・9、57・3に明らかなように、「ゲディング」とは区別されて、wardunge と称ばれているが、本稿ではこれを「待機権」と訳すことにする。
- 3) 「ゲディング」は、前出レーン法5・1に明らかなように、別な家臣に封与され彼が占有・支配している (のと) 「(同じ) 一つの所領について、それを「ゲヴェーレの中にもつ (=現に占有・支配している) 者が封相続人なしに死亡した場合に」

それを占有・支配させる、という条件で封与されるから、当然、「(特定・)明示された」所領について封与されることになる。

- 4) *len* の語は、「レーン(財)」＝「授封の目的物」を意味し、大部分の場合——*gut* の語と互換的に用いられることにも明らかのように(前出レーン法6・1＝AV 1・24、註・1を参照)——「所領」を指すが、この箇所のように「授封」の含意がある場合には一々そのことを明記する。
- 5) この箇所についてまず注目されるのは、「ゲディング」が設定されていた所領はそれを占有・支配している家臣の死亡によって(も)主君にとって「自由に」なることはない、ということが明記されていることである。この点については、前出レーン法6・2(＝AV 1・25)、註・1で述べたこと——つまり、レーン法6・2に *gut* の語が現れないのは決して偶然ではないということ——、および、後出レーン法57・1で述べられていることを参照されたい。このレーン法7・1では、「ゲディング」をもつ者の権利が「待機権」をもつ者のそれに優先する根拠としてまさにそのことが挙げられているが、それに関連して見落としてならないのは、次のことであろう。すなわち、「ゲディング」がこの点で「待機権」より強い権利であることは確かであるが、それが実現されるのは「現に(その)所領を占有・支配している家臣が封相<sup>レ</sup>続人なしに死亡した場合」に限られるのに対して、「待機権」はそれ以外にも前註・1に挙げたような「レーンが主君にとって自由になる」場合(すべて)に実現される、つまり、「待機権」が実現される機会は「ゲディング」の場合よりも多い、ということがそれである。
- 6) *vluchtsale* (*vlucht* = *Flucht*, *sale* = *Übergabe*——後者については、ラント法1・44の *ursale* とも比較されたい) の語は、M. LEXER, *Mittelhochdeutsches Handwörterbuch*, 3. Bd., Sp. 420, Art. *vluchtsal*, *vlüchtsal* によれば、「ある(財)物を他の者に欺瞞的に譲渡(あるいは、引き渡)して(*beträgerische Übergabe*) 債権者に不利益を与えること」であり、また、エックハルトによれば、「間近に迫った(レーンの)主君への復帰(*Heimfall*)に備え(それ(＝そのレーン)が主君または債権者の手に渡らないように)すするために、レーンを(他の者に)与えること(*Vergebung von Lehn*)」であるが(*Text*, S. 246)、後出レーン法58・2には、これについて次のような「定義」が見られる。「*vluchtsale* とは、家臣が病氣中に彼(＝自分)の生命に対する懷疑から、あるいは、彼が<sup>ラント</sup>国を離れようとする時、何かを(他の者に)封与し、彼(の病氣)が癒え、あるいは、(国に)戻ってくる(あるいは、きた)場合、彼(＝家臣)がその所領を再びもとう(あるいは、取り戻そう)とすることを言う」。レーン法7・1は、このレーン法58・2の「定義」とくらべると、①この脱法的(ないし偽瞞的)授封を行うのが「主君」であり、②授封の目的物が「ゲディング」であり、③「病が癒えた時にその所領を取り戻す」ことには言及されていない、という三つの点で異なっている。それにもかかわらず、レーン法7・1のケースは、主君にとっていかなる利益を、また不特定の所領についての「待機権」をもつ家臣(つまり、レク

サーやエックハルトの言う「債権者」)にいかなる不利益をもたらすことになるのであろうか。その点、最もありそうなのは次のようなケースであろう。すなわち、かなり大きな(あるいは、恵まれた条件をもつ)所領を占有・支配している(息のない)家臣が瀕死の重病を患い、そのままではその所領が主君にとって「最初に」自由になりそうである。しかし主君は「待機権」をもつ家臣にはもっと小さな(あるいは、恵まれない)所領で十分であると考え、それを(主君にとってもっと大切な)別な家臣に与えたいと望む、という場合がそれである。(この場合、必ずしも主君が所領を取り戻さなくても、自ら利益を受け、「待機権」をもつ家臣に不利益をもたらすことは明らかであろう)。レーン法7・1末尾の一文によれば、こうした場合、「待機権」をもつ家臣がこの所領を訴求すれば、主君の「脱法的(ゲディングの)授封」は無効になる、というわけである。

7・2 [しかし、かの者(=特定・明示されたゲディングにもとづいてその所領を自分の所領として訴求する者)は、ゲディングの法(ないし、権利)に従い(na gedinges rechte)、主君の前(=レーン法廷)で、「待機権」<sup>1)</sup>にもとづき(その所領が)彼(=自分)の所領であると主張(してそれを訴求)する(anspreken)家臣に対して、(自分に対するゲディングの授封を)証人により立証しなくてはならない、たとえ主君が二人に対して彼等への授封を認め(たとし)ても。主君(によるゲディングの授封)の承認によって、家臣は彼の所領を主君に対しては証人なしに立証(・取得)することができる)が、彼の家臣仲間(husgenot)(=同じ主君の家臣)に対してはそうしない<sup>2)</sup>(あるいは、そうすることができない)のである。]

1) 前出レーン法7・1、註・2を参照。

2) なお、この条項によって、直前のレーン法7・1に関する証明手続が明らかにされているだけでなく、前出レーン法5・2に定められているゲディングの目撃証人による立証が必要になるのは、必ずしも(対応するAV 1・21で述べられている)主君がゲディングの授封を承認せず、主君にそれを「想起」させようとする場合に限られないことが明らかになるであろう。この点については、前出レーン法5・2(=AV 1・21)、註・5をも参照されたい。

7・3 <sup>a)</sup>いずれかの主君が彼の家臣にある所領を封与する(あるいは、した)

場合、そのことによって、彼 (=主君) から彼の主君 (=上級主君) に対してゲヴェーレ (=占有権) (de were)<sup>1)</sup> が遠ざけられた (governet is) (=失われた、ないし、奪われた) ことにはならない、<sup>2)</sup> もし彼 (=主君) に対して彼の主君 (=上級主君) がその所領を (自分が授封したレーンとして) 承認しなくても (=否認しても)。<sup>a)</sup> b) 彼の家臣 (=主君) はそれ (=その所領) を彼 (=上級主君) からゲヴェーレの中へと受領した (in geweren hadde) (=それについてのゲヴェーレの権利を与えられた)<sup>3)</sup> のであるから。<sup>4)・b)</sup>

AV 1・26 <sup>a)</sup>主君が彼 (=自分) に封与された所領を家臣に封与する (あるいは、した) 場合、そのことによって、この者 (=主君) から彼の主君 (=上級主君) に対してこの所領についての占有権 (warandia)<sup>1)</sup> が失われたことにはならない<sup>2)</sup>、もし (上級主君が) (その所領が) 彼 (=主君) に封与されたレーン (であること) を否認しても<sup>a)</sup>。

- 1) ここでは、「レーン法」の were の語 (ここでのその語義については、次註・2を参照) に AV の warandia の語が対応しているが、ここでも warandia の語は行末に位置し、前行末の concessa と韻を踏んでいる。この点については、前出レーン法 5・1 = AV 1・20、註・2を参照されたい。
- 2) これと (基本的に) 同旨のこと、つまりある主君がその主君 (=上級主君) から授封された所領を自分の家臣に又授封しても、上級主君に対する関係においてその所領のゲヴェーレが失われぬ、ということは、(単に (ge)were ではなく、des lenes gewere = 「レーンの、あるいは、レーンとしてのゲヴェーレ」についてではあるが)、後出レーン法 38・2 でも述べられている。このレーン法 38・2 の場合、(又授封された) 所領を (現実に) 「占有」(・支配) しているのは (又) 家臣であって (それを授封した) 主君でないことは (文言上も) 明白であり、したがって、主君が上級主君との関係においてひきつづきもっている「ゲヴェーレ」は、(事実としての) 「占有」ではなく、その所領をレーンとして占有・支配する「権利」である、と解さなくてはならない。(なお、この「権利」には、レーン法 38・2 のほか、特にレーン法 14・1 など、後出の諸条項から明らかなように、それを小作人に賃料 = 小作料と引きかえに小作地として貸し出すことも含まれている)。
- 3) この箇所 の gewere の語については、前註・2 と次註・4 を参照されたい。
- 4) この b-b の件は、AV に対応する箇所がなく、「レーン法」で補足された (と目される) ものであって、私見によれば、「彼の家臣 (=主君) は彼 (=上級主君) からその所領についてゲヴェーレの権利を与えられており、当然それを自分の家臣に

（又）授封することができるのだから」、ということ述べている、と解される。ただし、こうした理解のためには、その中に2度現われる he (=彼) の語を（原文でも）それに最も近くに位置する sin herr (=上彼主君) と解さなくてはならない。もちろん、この he を冒頭の herre (主君) と解することも不可能ではなく、その方がある意味ではテキストの文言により忠実かも知れないが、そうした解釈を採ると、それまでの a-a との論理的な脈絡がはっきりしなくなる——つまり、「主君」が(彼の)「家臣」に(上級主君から授封された)所領を(又)授封する「権利」をもつ理由を明らかにすべく、「レーン法」でわざわざ「補足」されたこの b-b の箇所で、「家臣」が「主君」から所領の(又)授封を受けたという事実——それも(「上級主君」と「主君」との関係にとっては)間接的な(むしろ、間接的にすぎない)事実——をもち出したことになってしまう。そこで、ここでは敢えて上記・邦訳を掲げておき、後出の関連諸条項についてさらに検討を重ねることにしたい。

194

7・4<sup>a)</sup> 双方ともゲヴェーレ (de were) (占有)<sup>1)</sup> を欠く二人の家臣が(同じ)一つの所領<sup>レ-ン</sup>を自分のものと主張(して訴求)する (anspreken) (ないし、した)場合<sup>2)</sup>、彼等は双方とも授封の時(期)を(具体的に)申し述べる (benumen) べきであって、最初の(ないし、より早期の)授封を証人により立証できる者が、それ(=その所領)を判決をもって (mit rechte)<sup>3)</sup> 取得すべきである。<sup>a)</sup>

AV 1・29<sup>4)</sup> a) 占有 (possessio)<sup>1)</sup> を欠く二人の者が(同じ)一つのレーンを(同じ)一人の主君から(授封されたとして)自分のものと主張する(ないし、した)場合は、両人から封与(=授封)の時(期)が(具体的に)申し述べられる (denominare) べきであり、そしてより早期の封与(=授封)が(誰がそのレーンを取得・占有すべきかを)証明すると判断(むしろ、判決)されるべき (iudicetur)<sup>3)</sup> である。<sup>5)・a)</sup>

- 1) ここでは、「占有」を意味する de were の語が AV の possessio の語に対応しているが、これについては次註・2を参照されたい。
- 2) 「レーン法」では、特に前出レーン法7・1および7・2とのつながりから、これが「待機権」をもつ二人の家臣間の争いにかかわることは、容易に推定されるし、したがって前註・1の de were = possessio の語も、(基本的には)「占有」を意

味することは明らかであるとしても、それが「(将来) 特定の所領を占有・支配する権利」という含意をももちうることに注意されたい。なお、後註・5をも参照されたい。

- 3) この場合、mit rechte が(具体的には)「判決をもって」という意味であることは、対応する AV 1・29 の iudicetur の語からも裏づけることができる。
- 4) これに先行する AV 1・27 は後出レーン法10・1に、また、AV 1・28 は後出レーン法10・2に対応しており、この両条項は「レーン法」では(この7・3にひきつづき補足されている)7・4から9・2までの諸条項の後に廻されている。
- 5) 「アウクトル・ヴェートゥス」では、これに先行する諸条項には(AV 1・27と1・28——前註・4を参照——をも含めて)、前出レーン法7・1および7・2に相当する規定は見当たらない。したがって、「アウクトル・ヴェートゥス」だけを(テキストの配列に従って)読むと、論理的には、レーン法7・1のケース、つまりある家臣が先に wardunge (=最初に主君にとって自由なる所領を占有させるという、不特定の所領についての待機権)を授封され、後にもう一人の家臣が特定の所領についての gedinge を授封されて、その(ゲディングが設定された)所領が主君にとって最初に自由になった場合にはゲディングの権利が実現されないことになる、という帰結につながりかねない。これに対して、レーン法7・1の後に位置するレーン7・4では、このケースは当然すでに(レーン法7・1で)除外されているから、(主君がうっかり特定の所領について二重に gedinge を与えた場合を別にすると)、前註・1で述べたように、wardunge を与えられた者同志の間における優先順位が問題になっている、ということは容易に推断することができる。したがって、この AV 1・29 とレーン法(7・1と7・2の補足を前提とする)7・4の間に見られる差異は、「アウクトル・ヴェートゥス」における expectatio beneficii 概念(これまでのところでは AV 1・25=レーン法6・2を参照)の未成熟、あるいは、「レーン法」における gedinge 概念の確立ないし明確化——特に wardunge 概念の分化——を示す一例である、と言える。この点(重要なものは、後出の関連諸条項についても一々指摘するので、それをも参照されたい。

7・5 ある主君が彼の家臣に<sup>レーン</sup>所領を、それ(=ある所領)が(それを占有・支配している)彼の家臣の死亡により彼(=主君)にとって最初に自由に(ledich)<sup>1)</sup>になる(=主君の手に戻った)時に(占有・支配させる)、というように(=という条件で)封与し、<sup>2)</sup> それについてそれ以外のことを決め(てい)ない場合は、その家臣は主君にとって自由になる(=主君の手に戻る)最初の所領を、それが自由(=又授封されていない状態)であるにせよ(死亡した家臣の家臣、主君から見れば又家臣に)(又)授封されている(状態である)にせよ、(主君から)受領すべきで

ある。<sup>3)</sup>

- 1) ledich の語については、前出レーン法7・1、註・1を参照されたい。
- 2) したがってこれは、(所領を特定しない) wardunge (待機権) の授封である。前出レーン法7・1、註・2を参照されたい。
- 3) 前出レーン法6・2にも明らかのように、主君が封<sup>レーン</sup>相続人なしに死亡した場合、彼が上級主君から授封されていた所領は、それについて gedinge が設定されていた場合を除き、上級主君にとって ledich になる(=上級主君の手に戻る)。この場合、(死亡した)主君がこの所領を自分の家臣に又授封していなければ、上級主君はそれを文字通り「自由に」=誰であれ自分の望む家臣に授封できることは当然としても、(死亡した)主君がそれを自分の家臣に又授封していた場合にはこの(又)家臣(たち)の地位、特に所領についての権利はどうなるのか。この場合、後出の諸条項、たとえばレーン法25・1と25・2に明らかのように、家臣は上級主君にその所領の授封更新を求めることになるが、これに対して上級主君は家臣(たち)に前の主君と同じシルトをもつ新しい主君を指定するか、さもなければ、自らこれらの(又)家臣にその所領を授封しなくてはならない。したがって上級主君から「彼の家臣の死亡により最初に自由になる所領を」という wardunge を封与されていた家臣があれば、上級主君は、「彼の家臣」である「主君」が死亡した場合、当然その者をこれら(又)家臣(たち)の新しい主君として指定し、彼等はその者に臣従札を捧げてその者から改めて彼等の所領の授封を受けることになる。

7・6 家臣に封与され(まだ)(占有)指定(ないし、特定・明示)されていない(unbewiset)いずれの所領<sup>1)</sup>をも、彼(=家臣)は、それ(=その所領)が彼(=家臣)に封与された後(その帰属をめぐる争いが生じた時は)、証人(による立証)をもって(立証・)取得しなければならない、彼(=家臣)はそれ(=その所領)についてゲヴェーレ(=占有)(de were)<sup>2)</sup>を欠いているからである。<sup>3)</sup>

- 1) (gedinge または特に) wardunge を授封されていた場合のことである(後註・3を参照)。unbewiset の語および「占有指定」(Einweisung)については、前出レーン法6・1、註・2のほか、後出レーン法10・3以下の諸条項を参照されたい。
- 2) この de were の語については、前出レーン法7・4=AV 1・29、註・2を参照。
- 3) この条項を前出レーン法5・2と比較することによって次のことが明らかになる。  
① レーン法5・2では gedinge が封与された場合だけが扱われているのに対して、このレーン法7・6は(少なくとも) wardunge を封与された場合をも含んでいること(あるいは、直前のレーン法7・5および直後のレーン法7・7とのつながりから

は、むしろその場合だけを念頭に置いたもの、と考えられること)。②レーン法5・2では、主君との関係について、主君がgedingeの封与を否認した場合(したがって、gedingeの授封の有無)だけが問題になっているのに対して、このレーン法7・6では、それに加えて、主君による「占有指定」(ないし、所領の特定・明示)の有無も問題になりうる(あるいは、それだけが新たに問題にされている)こと(この点については、後出レーン法10・4を参照)、したがって、「レーン法」におけるこの7・6の補足は、前出レーン法5・2 = AV 1・23の単なる繰り返しではなく、「レーン法」においてgedingeとwardungeが明確に区別された結果必要になったもの、と推定される(この最後の点については、前出レーン法7・4、註・5を参照されたい)。

7・7<sup>1)</sup>(主君にとって)最初に自由(ledich)になる(=最初に主君の手に戻る)所領を、(=不特定の所領についての待機権(=wardunge)<sup>2)</sup>を授封された)家臣は、たとえそれが彼に封与されたものよりも多くても少なくとも、(自分のもの=レーンとして)占取しなければならない、彼(=家臣)が彼に授封されたものを完全に(=全量)受領するまでは。<sup>3)</sup>

- 1) ledichの語については、前出レーン法7・1、註・1を参照されたい。
- 2) 不特定の所領についての「待機権」= wardungeについては、前出レーン法7・1、註・2を参照されたい。
- 3) この条項においては、「たとえそれが彼に封与されたものよりも多くても少なくとも」および「彼が彼に授封されたものを完全に受領するまで」という二つの文から明らかなように、前出レーン法7・1や7・5とは違い、家臣に「待機権」(前註・2を参照)が授封される際に、(もちろん所領そのものは特定されないものの)、所領(あるいは、そこから上がる収益)の規模が(たとえば、4フーフエあるいは2ポンドというように)特定されている場合が扱われている、ということに注意されたい。

7・8 (待機権=wardungeを授封された)<sup>1)</sup>家臣が主君にとって自由(ledich)になる(あるいは、主君の手に戻った)<sup>2)</sup>所領(を不満としてその受領)を拒み、そして彼(=家臣)が1年と1日以内にそれ(=その所領)を自分のもの(=自分のレーン)として引き取ら(eme toten)ない<sup>3)</sup>場合は、それ以後主君はこの者(=家臣)(あるいは、彼に対する待機権wardungeの授封)から自由(ledich)である(=解放される)<sup>4)</sup>べきである、ただし、彼(=家臣)がそれについて、彼(=自分、家臣)はそれ(=その所領)が主君にとって自由(ledich)になった(=主君の手に戻った)ことを知らなかった旨、潔白の宣誓(unscult)を行う場合はその限りで

ない。

- 1) wardunge の語については、前出レーン法7・1、註・2を参照されたい。
- 2) ledich の語については、前出レーン法7・1、註・1を参照されたい。
- 3) この「1年と1日以内にそれを自分のものとして引き取る」というのは、前出レーン法7・1以降の叙述、および、後出レーン法10・1以下で述べられる「占有指定」とのつながりから言って、一般的には、主君に(wardungeの授封を想起・承認させ、特に)その所領について占有指定(ないし、特定・明示)を求めた上で受領することを指す、と思われるが、後出レーン法57・3には、さらに、(この手続を経ずに)所領を占取するケースが出てくる。
- 4) ledich の語は、人が主語になって jd. wert (od. is) van et. ledich という形になる場合、「誰かがあることから解放され(ている(あるいは、あることを免れ(ている))」という意味で用いられる。この点については、(レーン法7・1、註・1でも挙げた)石川「ゲヴェーレ」、142頁を参照されたい。

7・9 (同じ)一つのレーンに関する(同じ)一つの事案に関し、彼等(所領を共同で授封された)二人(の家臣)が(同時に)証人になることはできない、彼等が(共同で授封された)彼等のレーンについて(=彼等のレーンが彼等の間で) (まだ)分割されていない限り。)<sup>1)</sup>

- 1) 複数の家臣に対する共同授封=「総手的授封」については、この条項の直後につづくレーン法8・1と8・2、後出のレーン32・1～3などをも参照されたいが、このレーン法7・9にも明らかなように、彼等が(同じ)一つのレーンを共同で=「総手的に」授封された場合、彼等全体で一人の家臣分の権利・義務をもつ、ということが基本的な考え方になっている。

8・1 彼等二人(の家臣)が(共同で)一つのレーンを授封され、その<sup>レーン</sup>所領の中から何かをある家臣に封与する(あるいは、又授封した)場合、彼等のうちいずれの者も、他の者を抜きにして(=単独で)、その所領について(=それを)彼(=自分)の家臣から判決をもって剥奪(verdelen)<sup>1)</sup>したり、また彼(=自分)の主君に返還し(oplaten)<sup>2)</sup>たりして、それによって他の者に損害をもたらすようなことはできない、彼等二人がその<sup>レーン</sup>所領について(=彼等の間でその所

領が) (まだ) 分割されていない限り。<sup>3)</sup>

- 1) *verdelen* の語については、石川「補論」(前出レーン法 2・3、註・1で「*Eigen-gewere*」としたのは間違いであり、ここで訂正しておきたい)、540頁、註・70で詳論しておいたので、それを参照されたい。
- 2) *oplaten* の語については、後出レーン法16、註・3で述べることを参照されたい。
- 3) この条項全体については、前出レーン法 7・9、註・1で述べたことを参照されたい。

8・2 主君は、彼から(同じ)一つの所領を(共同で)受領している彼の家臣たちに、彼(=自分、主君)は(彼等のうち)誰から彼(=自分)に対する勤務を求めべきかを彼等が決定し、彼が(そのことを)知る(=自分にそのことを知らせ)よう、(彼のレーン法廷の)判決をもって命令することができ、そして彼等がそのことをなさない場合、彼等はそのかどで(主君に)罰金を支払うことになり、また彼等を彼等の主君がレーン法(上の裁判)をもって(*mit lenrechte*)<sup>1)</sup> 追求するならば、人(=主君ないしそのレーン法廷)は彼等から彼等の所領を判決をもって剥奪する(*verdelen*)<sup>2)</sup> (ことになる)。

- 1) *lenrecht* の語が「レーン法上の(あるいは、レーン法廷における)裁判(ないし、裁判手続)を意味する場合は、以下、「レーン法(上の裁判)」と訳す。
- 2) *verdelen* の語については、前出レーン法 8・1、註・1を参照。

## 197

9・1 ある主君の家臣である者は誰しも、(その主君の)レーン法廷において(*binnen lenrechte*)<sup>1)</sup> 代言人になり、また、判決を発見する(*ordel vinden*)<sup>2)</sup> ことができる、たとえ彼が主君から(まだ)所領を受領していなくても。<sup>3)</sup> しかし彼(=主君)の家臣たちの(発見した)判決を彼(=まだ所領を受領していない家臣)は非難することをえない、彼が(現実に所領を)授封されている主君の家臣を一人、彼(=自分)は法(の定め)に従って(*mit rechte*) (判決非難を最後まで)やり遂げるか、さもなければ(=それができないのであれば)その(=他の家臣が発見した判決を非難して自らそれに代わるべきものとして発見した)判決を法(の定め)に従って(*mit rechte*) 放棄する、という(ことについての)保証人に立てない限

り。<sup>4)</sup>

- 1) **lenrecht** が「レーン法廷」を意味する場合については、前出レーン法 2・2 = AV 1・5、註・4 を、また、**binnen lenrechte** の用語法については、石川「ラント法とレーン法」、1614頁を参照されたい。
- 2) 「判決の発見」については、前出レーン法 2・2 = AV 1・5、註・10 を参照。
- 3) この(原文では) **al ne hebbe he nen gut van deme herren** という件に、ヒルシュは **sondern von einem anderen herren** と脚註を加え(Hi., S. 110, Anm.3)、ショットはこれを **auch wenn er sein Lehen nicht gerade von diesem Herren hat** (Sch., S.252) と訳してこの解釈に同調している。しかし、私見によれば、この解釈は間違っており、この件は、「たとえ彼がこの主君から (**gedinge** や **wardunge** を受領しているだけで)(現実に占有・支配できる) 所領を(まだ) 受領していなくても」、ということを書べている、と解さなくてはならない。理由は以下の通りである。①この家臣は「(その) 主君の家臣である」ことが明記されていることから明らかなように、主君のレーン法廷は主君とその家臣(のみ) によって構成されるが、家臣には一般に何らかの形で「所領」が授封される。②「レーン法」では、7・1 から **gedinge** と特に **wardunge** の問題が——「アウクトル・ヴェートゥス」にかなりの分量の補足を施しながら——詳細に記述されており、(共同授封を扱った) 8・1 と 8・2 も、7・6 で **wardunge** の証明には証人による立証が必要なこと、および、7・9 で共同授封を受けた家臣は(その) 証人には一人しかなければならないことを述べたのを承けて、言わば事の序に「共同受封者」の権利・義務に閑読したものであり、このレーン法 9・1 は後続の 9・2 と同様に「判決非難」について補足したものであって、10・1 以下(再び「アウクトル・ヴェートゥス」に対応条項のある) **gedinge** や **wardunge** に関する条項がつづいている。こうした叙述の流れ(ないし、構成) から言っても、レーン法 9・1 でも **gedinge** や **wardunge** を授封された者の権利・義務が扱われているとしても、なんら不思議はないどころか、むしろきわめて自然なことと言うべきであろう。③このレーン法 9・1 の後段では、この(主君から所領を授封されていない) 家臣は保証人を立てない限り他の家臣たちの判見した判決を非難できない、とされている。これに関連して、後出レーン法 52 では、家臣が「主君がそれを彼に(授封したこと) 認めず、また、彼がそれについてのゲヴェーレ(=占有) を欠く所領(= **gedinge** あるいは **wardunge** しかもたない所領)」を訴求する場合、同じように「主君に対し保証人を立てなくてはならない」とされているが、これは「(彼が敗訴した場合に支払うべき) 彼(=主君) の罰金と彼(=主君) の家臣たちの贖罪金」のためのものと明記されている。次註・4 でも触れるように、判決非難を貫きえなかった家臣も、主君には罰金を、また、(非難された判決を発見し、あるいは、それに賛同した) 家臣たちには贖罪金を支払わなければならなかつ

たから、彼の立てるべき保証人も、判決非難を貫きえなかった場合の罰金・贖罪金を担保するためのものと考えられるが、「他の主君から授封された所領」は（彼から彼の主君ないしそのレーン法廷が剥奪するわけにはいかないから）こうした担保の役割を果たすことができない。それだけでなく、後出レーン法52では、「彼（＝家臣）がゲヴェーレ（＝占有）なしに訴求するそれ（＝所領）を除きそれ以外の所領を主君から受領していないならば」と述べられていて、「他の主君から授封された所領」はまったく問題になっていないのに対し、「それ以外の所領を主君から受領していない」にもかかわらず、家臣が「ゲヴェーレなしに」、つまり *gedinge* または *wardunge*（を封与されていて、それ）にもとづき所領を訴求している。<sup>④</sup> 後出レーン法 69・2 では、（主君のレーン法廷で）判決を非難しました証人になりうるための要件として、「彼の主君から半フーフエ（の耕地）または毎年5シリングの収益（を生むレーン財）を受領している」ことが挙げられて（おり、後出レーン法12・1にも、同じことが証人になりうるための要件として挙げられて）いるのに対して、そうした要件は「判決の発見」についてはいっさい言及されていない。（因みにこれは、後出レーン法 69・3 に明らかなように、他の家臣とは別な、あるいは、家臣仲間多数の賛同を得られない判決を発見した家臣でも、別な家臣の発見した判決を非難しない限り、罰金・贖罪金を支払うに及ばない、という原則にも照応するものである）。<sup>⑤</sup> 後出レーン法 71・20 をそれに対応する AV 3・4 と比較することによって、前者では（意識的・自覚的に）*gedinge* や *wardunge* しか受領していない者でも、「ヘルシルトについて完全な者」は他の家臣に対して「判決を発見する」ことはできる、というように、実質的に論旨が改訂されていることが判る（この点については、石川「ヘルシルト制」(3)、69頁以下を参照）が、この「改訂」も<sup>④</sup>で述べた原則に照応している。要するに、「レーン法」では、一貫して、*gedinge* または *wardunge* のみを受領し（まだ）所領を占有していない家臣も、主君のレーン法廷で判決を発見し、また、代言人になることができる、とされているのである。

- 4) レーン法廷における判決非難については、後出レーン法69・1～11に詳論されているが、このレーン法9・1との関連においては、特に69・2と69・3（前註・3を参照）、および、（ある判決が家臣多数の賛同をえた後にそれを非難した者は、その判決非難を貫きえなかった場合、主君に対して罰金を、また、彼が非難した判決を発見した家臣に贖罪金を支払うだけでなく、彼が非難した判決に賛同した家臣全員に贖罪金を支払わなければならない、とする）レーン法69・11が重要である。この（主君から授封された所領をまだ占有・支配していない）家臣が他の家臣の発見した判決を非難するために立てなければならない「保証人」が、彼が判決非難を貫きえなかった場合に支払うべき（主君に対する）罰金および（家臣仲間に対する、上記のような）贖罪金のためのものであることについては、前註・3、特に<sup>③</sup>以下を参照されたい。

## 9・2 いずれかの家臣が三度判決を非難し、そして彼に対して（その度に）、

彼はそれ(=その判決)を彼にとって助けになる(helpende)(=法的に効果がある)ようには非難しなかった、<sup>1)</sup>ということ(ないし、そうした趣旨の判決)が繰り返して発見される(=あるいは、された)場合は、彼は(それ以後)もはやいかなる判決をも非難することをえない、彼が三つの判決について過失(あるいは、不法行為)を犯した(misse dan hevet)<sup>2)</sup>ことを(それまでに)償っていない限り。<sup>3)</sup>

- 1) たとえば、彼が定められた方式を守らなかった、という理由で。この点については、後出レーン法69・5、および、Hi., S. 111, Anm. 1を参照されたい。
- 2) ザクセンシュピーゲルにおいては、misedun および misedat の語は ungerichte (= 犯罪) の語と明確に区別されている。この点については、石川「裁判(権)」、31頁および註・173を参照されたい。
- 3) 判決を非難してそれを貫きえなかった家臣は、(主君に)罰金と(彼の非難した判決を発見した家臣に)贖罪金を支払わなくてはならない。詳しくは、前出レーン法9・1、註・4、および後出レーン法69・2を参照されたい。

198

10・1 <sup>a)</sup>若干の人々は(次のように)言う、(すなわち)人(=主君)は、(当該)<sup>レーン</sup>所領をゲヴェーレの中にもっている(=現にレーンとして占有・支配している)(in weren hevet)<sup>1)</sup>者の請願なしには、いかなるゲディングゲ(gedinge)<sup>2)</sup>をも封与することをえない、と。(しかし)これは当たらない、<sup>a)</sup> <sup>b)</sup>けだし家臣が、彼がそれを必要とする場合、(証人により)立証しなければならないのは、彼の(=彼に対する、あるいは、彼の受けた)授封であって、いかなる者の請願でもない<sup>3)</sup>からである。<sup>b)</sup>

AV 1・27<sup>4)</sup> <sup>a)</sup>若干の者は言う、レーン(について)の期待権(expectatio beneficii)<sup>2)</sup>は、レーンを(現に)占有(・支配)している(possidet)<sup>1)</sup>者の請願がなければ、誰にも封与することをえない、と。私は(しかし)、これ(=この見解)が間違っていることを明らかにするであろう。<sup>5)・a)</sup>

- 1) were の語については、前出レーン法5・1(=AV 1・19、1・20、1・21)、註・1を参照。なお、この条項では、「レーン法」の in weren hevet が AV の possidet に対応しており、were の語は「占有」を意味しているが、家臣がそれを証明する場

合、後註・3の箇所に明らかのように、家臣は主君による「授封」＝（占有のための）「権原」（の付与）を証明しなければならない、ということに注意されたい。

- 2) *gedinge* の語については、同じく前出レーン法5・1、註・3を参照。このレーン法10・1＝AV 1・27、では、「レーン法」の *gedinge* の語に AV の *expectatio beneficii* が対応していることに注意されたい。
- 3) 前註・1を参照。
- 4) AV におけるこの条項の位置については、前出レーン法7・4（＝AV 1・29）、註・4を参照されたい。
- 5) AV 1・27では、「私は、これが間違っていることを明らかにするであろう」としているものの、「アウクトル・ヴェートゥス」全巻を通じて、直接にそのことを説明した件は見当たらない。レーン法10・1のb-bの箇所は、おそらく独訳の際に（そのことに気がついて）補足されたもの、と推定される。したがって、レーン法10・1も「レーン法」における「改善」の一例ということになる。

10・2<sup>a)</sup> また、ある家臣が彼の主君から（毎年）1ポンド（*punt*）または2（ポンド）<sup>1)</sup>（の収益を生むレーン財）を、それがいつであれ最初に彼（＝主君）にとって自由に（*ledich*）になる（＝主君の手に戻る）<sup>2)</sup> 時には（占有・支配させるという条件で）、<sup>3)</sup> 授封されるならば、彼はそれ（＝最初に主君の手に戻るレーン財）についてレーン法（上の権利）（*lenrecht*）<sup>4)</sup> をもつ。（ただし）それが封与されまた（特定・）明示されている（*benumet*）（＝それが特定・明示されて封与されている者）<sup>5)</sup> はそれについてより多くの（＝より強い）権利（*recht*）をもつ。<sup>a)</sup>

AV 1・28<sup>6)</sup> a)（ある）家臣が<sup>b)</sup> フーフエ（＝耕地）（*mansus*）<sup>7)</sup> または<sup>b)</sup> ポンド（＝収益、いわゆる定期金）（*talentum*）<sup>2)</sup> を、それが<sup>c)</sup> 彼（＝主君）の別な家臣の死亡によって<sup>c)・8)</sup> 最初に自由に（*solutum*）になる（＝主君の手に戻る）<sup>2)</sup> 時に（占有・支配させるという条件で）、<sup>3)</sup> 封与される場合、この（ような条件で）フーフエまたはポンドを）封与された家臣は、<sup>d)</sup>（そのレーンが所在する）場所が（特定・）明示されて（*designatus sit*）いないのだから、<sup>d)・9)</sup> 主君にとって（最初に）自由になる<sup>2)</sup> レーンを（必ず）受領する（＝占有・支配する）<sup>4)</sup> ことにならないのではないのか。その通りであって（*ergo*）、（場所を）（特定・）明示されて（授封されて）いる彼のレーンについて、家臣はより多くの（＝より強い）権利（*maius ius*）をもつことになる。<sup>a)</sup> AV 1・125<sup>10)</sup> e) 主君が家臣のレーンについて（＝家臣に授封していたレーンを）上級主君から身分の（より）低い

者へと(=それまでの上級主君よりも身分の低い上級主君から受領することによって)自分(の身分=ヘルシルト)を引き下げる(あるいは、引き下げた)場合も、家臣は同じようにすべき(=上級主君に対し授封更新を求めるべき)である。<sup>e)</sup>  
<sup>f)</sup>期待権(expectatio)の場所が(特定・)明示(designare)されている者(=場所が特定・明示された期待権をもつ者)<sup>11)</sup>は、(その)レーンについて、その期待権(expectatio)に(特定・)明示された場所が欠けている者<sup>12)</sup>よりも、より多くの(=より強い)権利(maior ius)を享受すべきである。<sup>13)・f)</sup>

- 1) 前出レーン法4・3(=AV 1・13)、註・2、および、それに対応する本文を参照。なお、このレーン法10・2で、文言上、AV 1・28のmansus(註・7の箇所)に対応するhuveの語が省略されていることも、すでに前出レーン法4・3ではpuntの語を、AV 1・28のmansusとtalentumの二つを含めた意味で用いているので、これと平仄を合わせたものと推定される。
- 2) ledichの語については、前出レーン法7・1、註・1を参照。
- 3) 前出レーン法7・1を参照。その註・2でも述べておいたように、このケースは——「レーン法」ではgedingeと区別されて——wardunge(=待機権)と称ばれる。
- 4) この箇所のlenrechtの語については、前出レーン法2・2(=AV 1・5)、註・2を参照。
- 5) 前出レーン法7・1およびその註・3に明らかのように、これは——前註・3のwardungeとは区別された——gedingeを封与された者のことである。
- 6) この条項の位置についても、前出レーン法7・4(=AV 1・29)、註・4を参照されたいが、AV 1・28についてあらかじめ留意すべきことは次の点である。すなわち、「アウクトル・ヴェートゥス」においてはこのAV 1・28にいたるまで、「レーン法」の用語で言えばgedingeについて述べられてはいるものの——前出AV 1・19と1・20=レーン法5・1、AV 1・21=レーン法5・2(ただし同条項への註・5と6を参照)、AV 1・22=レーン法5・2、AV 1・25=レーン法6・2、AV 1・27=レーン法10・1を参照——、wardungeについては触れられておらず、wardungeに言及されるのはこのAV 1・28が最初である、ということがそれである。これに対して、「レーン法」ではレーン法7・1を皮切りに、このAV 1・28に対応するレーン法10・2までの間に、かなりの分量のwardungeに関する補足が加えられている。
- 7) 前註・1を参照。
- 8) このc-cに対応する文章は、レーン法10・2では省略されている。これは、前註・6で述べたように、「アウクトル・ヴェートゥス」ではwardungeのことがこのAV 1・28ではじめて問題になっているのに対して、「レーン法」ではすでに7・

1で同じことが述べられているからであろう。

- 9) この d - d の文章についても、前註・8で述べたのと同じことが言える。
- 10) ここにこの AV 1・125 をレーン法 10・2 の対応条項の一つとして掲げたのは、エックハルトの考証にもとづいたものであるが (vgl. Ssp-Lehnrecht, S. 28, Fn. 30, Auctor vetus II, S. 63, Fn. zu I 125)、この条項は AV 1・124 と 126 の間にあって、—— 後出レーン法 54・1 について改めて後述するように —— もともとある主君が同身分者の家臣になってそのヘルシルトを引き下げたケースにかかわる条項であり、事実その前段 (e - e) は、直前の AV 1・124 を承けて、そのケースについて述べていることにあらかじめ注意されたい。
- 11) ここでは *expectatio* の語が、「レーン法」の用語で言えば、*gedinge* について用いられていることに注意されたい。なお、次註・12 を参照されたい。
- 12) ここでは *expectatio* の語が、「レーン法」の用語で言えば、*wardunge* (=待機権、レーン法 7・1、註・2 を参照) について用いられている。この点については、前註・11 と併せて、前出レーン法 5・1 (= AV 1・19、1・20)、註・3 を参照されたい。
- 13) この条項の後段 (f - f) が、AV 1・28 (したがって、それを承けたレーン法 10・2) の末尾の一文と、基本的には同旨のことを述べていることは確かである (だからこそエックハルトも、これをレーン法 10・2 の対応条項として、その参照を求めているのである)。しかし、この f - f の件は、AV 1・125 に限っても、前段 (e - e) とのつながりが不明確である、と言わんよりは、端的に言えばつながりがない。この e - e の件は、主君が家臣に授封していた所領 (そのもの) を同身分者から受領してその身分 (=ヘルシルト) を引き下げるケースにかかわるが、AV 5・1 の「定義」から言っても、こうした場合、(現にその所領を占有・支配している他の家臣が封相続人なしに死亡したわけではないから)、その所領についてある家臣がもっていたゲディングの権利は (少なくとも法的には) 消滅してしまうはずである。(仮に、上級主君がその家臣に新たにゲディングを封与したとしても、それは彼が前の主君から封与されていたゲディングの権利と法的には関係がない)。また、後出 11・1 からも明らかなように、「待機権」(*wardunge*) をもっていた家臣についても同じことが言えるだけでなく、念のために一言すると、この AV 1・125 の場合は、問題の所領が「自由に」なる (=主君の手に戻る) のは上級主君にとってであって (前の) 主君にとってではないから、家臣がもっていた「待機権」が実現するきっかけにはなりえない。したがって、AV 1・125 の後段 (f - f) は、AV 1・28 ではまだ躊躇いがちに述べていたことを箇切れ良く述べてはいるものの、なぜこの箇所に位置している (あるいは、位置しなければならぬ) のか理解することができず、(おそらく一旦「アウクトル・ヴェートゥス」を執筆した後に、急拠補足されたものと思われるが)、少なくとも「アウクトル・ヴェートゥス」の (論理) 構成の未整理 (未成熟) を示す一例と言わざるをえない。

10・3<sup>a)</sup> ある主君が彼の家臣に、彼(=主君)が彼(=家臣)に封与する(あるいは、した)所領(*gut dat he eme liet*)を、(占有・支配するよう)指定させる(*bewisen liet*)<sup>1)・2)</sup> 時はいつであれ、家臣は直ちに、(以前には)、(つまり)彼(=主君)が彼(=家臣)にそれ(=所領)を封与した以前には(*er he it eme lege*)<sup>3)</sup> 主君のものであった(=主君がもっていた)その所領についてのゲヴェーレ(=占有権(*gewere*))<sup>4)</sup>を取得する。<sup>a)</sup>

AV 1・30<sup>5)</sup> a) 主君が彼の家臣に、<sup>b)</sup>彼の(他の)家臣二人がそれを聞きうるように、<sup>b)</sup> 封与された所領(*bona concessa*)を指定(あるいは、特定・明示)させる(*faciat demonstrari*)<sup>2)</sup> や、直ちに(その)家臣はそれ(=所領)について、(その)レーンの指定(ないし、特定・明示)(*demonstratio*)<sup>3)</sup> 以前には主君のものであった(=主君がもっていた)占有権(*warandia*)<sup>4)</sup>を取得する。<sup>5)・a)</sup>

- 1) この件は、一般に、家臣が(封与された)レーンを占有・支配するために(原則として)必要な手続、いわゆる「占有指定」(*Einweisung*)について述べたものであり、*bewisen liet* = 「(占有)指定させる」という表現は、主君が第三者(= *Einweiser*、「占有指定人」)を(介)して占有指定させる、という意味に解されてきたし(Ho., II2, S. 395; Hi., S. 111, Anm. 6)、私自身も(それに従って)そのように解釈してきた(石川「ゲヴェーレ」、146頁および註・120、「ヘルシルト制」(3)、450頁を参照)。しかし、この度の「邦訳」を通じて、(必ずしもこの解釈が誤っているとまで断定するつもりはないが)、テキストの文言だけからそうした解釈を導き出すことには疑問があることを、改めて——というのは、石川「ゲヴェーレ」、註・120ですでにそうした疑問の一端に触れているからであるが——痛感した。そこで、以下の註においては、逐次その疑問について述べておくことにする。
- 2) 前註・1を参照。そこで述べた疑問について、ここでは次のことを指摘しておきたい。まず、AV 1・30のb-bの箇所には、(レーン法10・3では省略されている)「家臣二人がそれを聞きうるように」という一句がある。これは「授封」が通常「家臣たちの前で」(つまり、「主君のレーン法廷で」、あるいは、少なくともそれに準じた形で)行われることを示唆しており(因みに、アイケ以後の補足に属するものであるが、前出レーン法2・3(右欄)も、そのことを前提にしている)、この「家臣二人」は、(後に家臣に「占有指定」を行うための *Einweiser* ではなく)、後にこの「授封」の有無が争われる場合に「証人」になりうるよう、「授封」の現場に家臣本人とともに居合

わせている、と解さなくてはならない。したがって、*faciat demonstrari* の語も、後に第三者をして(占有)指定させる、というのではなく、その場で、(授封を求める)本人に封与する所領を(特定・)明示させる、という意味に解する方が自然かも知れない(この点については、後出レーン法24・2 = AV 1・52をも参照されたい)。さらに、そうした前提で読むと、(家臣二人が登場してこない)レーン法10・3の対応箇所も、同じ意味に解釈することができないわけではない。(ただし、この点については、後註・5の末尾で改めて指摘する *bewisen* の語の用法を併せ考える必要がある)。なお、ひきつづき次註・3を参照されたい。

- 3) この箇所は、AV 1・30では「*demonstratio* 以前に」となっており、この所領についての「ゲヴェーレ」(=占有権)の移転が *demonstratio* (=所領の明示)の瞬間に行われる、ということになる。これに対して、レーン法10・3では、この箇所が「封与した以前に」となっているから、仮にこの所領の「(占有)指定」が第三者を介して「封与」の後に(所領の所在地で)行われたとすれば、「封与」から「(占有)指定」までの間、「占有権」をもたない主君が所領を「占有」し、「占有権」を与えられた家臣はまだ所領を「占有」していないことになるから)、この所領についての「ゲヴェーレ」(=占有権にもとづく「占有」の)の持主が存在しない空白期が生じることになる。(因みに、前註・1で引用した石川「ゲヴェーレ」、註・120では、すでにこの問題を指摘し、この条項の「ゲヴェーレ」が「占有」ではなく「占有権」を意味することを説こうとしている)。この点から言っても、前註・2で述べた(「(占有)指定」が「封与」の際に家臣本人が居合わせているところで行われるという)解釈を採るべきではないか、と考える余地が生まれてくる。なお、ひきつづき後註・5をも参照されたい。
- 4) ここでの *gewere* の語が「占有権」を意味することについては、前註・1と3で触れた石川「ゲヴェーレ」、註・120をも参照されたい。また、ここで *gewere* の語に対応する AV 1・30の *warandia(m)* の語も行末にあり、前行の *ipsam* と韻を踏んでいる。
- 5) 「アウクトル・ヴェートゥス」においてこの1・30は、言うまでもなく、AV 1・28(=レーン法10・2)と1・29(=レーン法7・4)の後に位置している。前述したように、「アウクトル・ヴェートゥス」では、AV 1・28で(「レーン法」の用語で言えば)「待機権」(*wardunge*)のことにはじめて触れ、ひきつづき AV 1・29で、二人の家臣が主君にとって「自由に」なった(=主君の手に戻った)所領を「待機権」にもとづいて自分のレーンとして訴求するケースが扱われている。こうした記述の流れから言えば、AV 1・30は、(およそ、授封された家臣が所領の「占有権」を取得し、それを「占有(・支配)するために必要な一般的な手続と言わんよりは)、むしろ(それまで所領を特定されていなかった)「待機権」をもつ家臣が特定の所領について「占有権」を取得するための手続と解する方が自然であろう。ただし、そのことは直ちには、対応するレーン法10・3も同じように理解すべきである、ということにはつながらない。というのは、前出レーン法6・1、註・2で指摘しておい

たように、bewisen の語がそこでは——レーン法10・3で demonstrare あるいは demonstratio に対応しているのとは異なり——demandari (sibi faciat) に対応しており、「占有指定」= Einweisung というテクニカルな意味での bewisen の語は「レーン法」ではじめて用いられるにいたった可能性を無視するわけにはいかないからである。この点についてはさらに検討を重ねるが、後出レーン法10・5 = AV 1・32、註・10をも参照されたい。

10・4<sup>1)</sup> a) しかるに主君が、彼 (=主君) が彼 (=家臣) に封与し(てい) たような所領<sup>2)</sup> を(占有・支配するよう) 指定(ないし、特定・明示) する (bewisen)<sup>3)</sup> ことを拒む時はいつでも、家臣は、(占有) 指定なしに(ないし、所領が特定・明示されていなくても) (sunder bewisungen)、<sup>3)</sup> 彼 (=家臣) に主君が封与し(てい) たような所領<sup>2)</sup> を、どこ(へ) であれそれ (=その所領) が彼の主君にとって自由に (ledich) なる (あるいは、主君の手に戻った)<sup>4)</sup> 所で (あるいは、所へ赴いて) (わ) がもの = 自分のレーンとして) 占取すべきである。<sup>a)</sup>

AV 1・31<sup>1)</sup> a) 家臣は、主君が彼 (=家臣) に封与した所領を(占有・支配するよう) 指定(または、特定・明示) する (demonstrare)<sup>3)</sup> ことを拒まれる(ないし、拒まれた) 場合、(占有) 指定(ないし、所領を特定・明示されること) なしに (absque demonstratio)、<sup>3)</sup> 主君が自由に (=主君の手に戻り、主君が授封する状態で) (solutus)<sup>4)</sup> もつことになった(はずの) もの (=所領) のうちどれであれ(彼 = 家臣の) 望むものを、彼 (=自分、家臣) の所領としてもつ (=占取す) べきである。<sup>a)</sup>

- 1) この条項は、前出レーン法10・3 = AV 1・30にひきつづき、bewisunge (= demonstratio) について述べたものである。
- 2) この箇所、たとえば gut dat he eme (od. eme de herre) gelegen hevet = 「彼(ないし、主君) が彼 (=家臣) に封与していた」ではなく、so gedan gut, also he eme (od. eme de herre) gelegen hevet という(いささか歯切れの悪い) 表現が用いられているが、これも、前出レーン法10・3 (= AV 1・30)、註・1、2、3、5で指摘した問題と関連する。つまり、この条項も(前出レーン法10・3 = AV 1・30にひきつづき)、もっぱら「待機権」を授封されていた家臣にとって(のみ) 必要な手続きにかかわる可能性が大きい。こうした前提に立つことによって、この表現も、「あらかじめ特定されることなく、主君にとって最初に自由になる(しかじかの規模もち、ないし、しかじか収益を生む) ものという条件で封与された所領」のことを言お

としている、と理解することができよう。

- 3) bewisen od. bewisunge、および、demonstrare od. demonstratio の語については、前出レーン法10・3 (= AV 1・30)、註1、2、3、5を参照。
- 4) ledich および solutus の語については、前出レーン法7・1、註・1を参照。

10・5<sup>1)</sup> a) しかしながら、主君が彼 (= 家臣) に、ある村またはある場所<sup>2)</sup>を決めて(ないし、特定して) (besceden)、<sup>3)</sup> その中に(ある)所領を(という条件で)封与し(てい)た場合は、家臣は(所領を占取するため)それ以外の場所<sup>2)</sup>へ赴くことをえない。彼 (= 家臣) が、<sup>b)</sup> 彼がそのように(主君から所領の(占有)指定ないし特定・明示を拒まれて(占有)指定(ないし、特定・明示されること)なしに (ane bewisunge)<sup>4)</sup> 占取する(ないし、した)<sup>b)</sup> 所領<sup>4)</sup>を、<sup>c)</sup> 彼の主君の (= 法廷における) 正式な異議(申立)なしに (ane rechte wedersprake)<sup>6)・c)</sup> 1年と1日<sup>7)</sup> 保持する(ないし、した) (behalten)<sup>8)</sup> ならば、主君は(それ以後)それ (= 所領)を彼 (= 家臣) から取り上げる (wandelen)<sup>9)</sup> ことをえない。<sup>a)</sup>

AV 1・32<sup>1)</sup> しかし、家臣が所領を授封された際に、もし主君が彼 (= 家臣) に村または場所<sup>2)</sup>を特定して (denominare)<sup>3)</sup> いたならば、家臣はそれ (= その場所)を越えて(所領を占取して)はならず、また、家臣がもしこうした所領を(占取した後)1年と6週<sup>7)</sup>の間占有していた (possiderit)<sup>8)</sup> 場合は、主君は(それ以後)それ (= 所領)を彼 (= 家臣) から取り上げ (mutare)<sup>9)</sup> てはならない。<sup>a)・10)</sup>

- 1) この条項も、前出レーン法10・3 (= AV 1・30) からひきつづき、家臣が bewisunge (= demonstratio) なしに占取した所領について述べたものである。
- 2) この箇所は、原語は stad となっており、ヒルシュはこれを eine stadt と訳し (Hi., S. 111)、ショットもこれに追隨しているが (Sch., S. 253 : eine Stadt)、AV 1・32 の対応箇所が locus になっているので「場所」と訳した。なお、この箇所は写本によっては stat となっているものもあり (Text, S. 51 の下欄)、また、少し後の「それ以外の場所」の原語も stat (AV 1・32 では illum = locum) となっている。なお、この「場所」(が具体的にいかなる「場所」であるか)については、後出レーン法11・2 = AV 1・34、註・4を参照されたい。
- 3) この箇所、AV の denominare の語は「レーン法」の besceden が対応しているが、同じ語は他の条項 (AV 1・29 = レーン法7・4、AV 1・52 = レーン法24・2、AV 1・53 = レーン法24・3、AV 1・55・b = レーン法24・7、AV 2・2 = レーン法65・3)

ではすべて *benumen* に対応しており、その *benumen* の語は前出 AV 1・28 (=レーン法10・2) では *designare* に対応している。このことから、この箇所の *besceden* の語は *benumen* と同義であること、および、(AV の) *denominare* と *designare* の二つの語は同義に用いられていることが判る。

- 4) *bewisunge* の語については、前出レーン法10・3 (= AV 1・30)、註・1、2、3、5を参照。
- 5) この b-b の件は、AV では単に *haec (bona)* とあったものが「レーン法」で補足されたものであり、それによって、AV の *haec bona* が直前の「特定された場所以外」のところで占取された所領をだけ指すと受け取られる可能性なしとしないのに対して、そうした可能性を打ち消し(少なくとも、極小化し)、この「所領」が、(この条項の、「場所」だけが特定されそれ以上特定されていない「所領」のみならず、むしろ)前出レーン法10・4の「主君が(占有)指定を拒んだことによって家臣が占取した所領」(一般)を指すことが格段に明確になっている。
- 6) この *ane rechte wedersprake* も、「レーン法」で新たに補足されたものであり、それによって、家臣が主君の(占有)指定拒絶の際に所領を占取しうる条件をより厳密に記述していることは言うまでもない。なお、この「(法廷における)正式な異議」は、(法廷で)そこに居合わせる相手方(この場合は、家臣)に対して直接申し立てるものであって、(この点については、—— *wederreden* の語が用いられているが——ラント法2・6・3と4の具体的な叙述を参照されたい)、その点、次のレーン法11・1にも後出する *rechte klage* = 「(法廷における)正規の訴え」と異なることに注意されたい。また、主君が(1年以内に)「正式な異議」を申し立てた場合、家臣が占取した所領はどうなるのか、という問題が残るが、それについては後註・7と10を参照されたい。
- 7) 「レーン法」の「1年と1日」と AV の「1年と6週の間」の相違については、後註・10を参照されたい。
- 8) AV ではここで *possidere* の語が用いられているが、「レーン法」でそれに対応しているのは、——前出レーン法10・1の *in weren hebben* とは異なり——(単なる) *behalten* の語である。アイケはなぜここで *in (ge)weren hebben* という訳語を選ばなかったのだろうか。それは、おそらく、AV 1・27の *possidere* がレーンを完全な権利=「権原」にもとづいて「占有」していることを意味するのに対して、この AV 1・32の *possidere* はレーンを占取(ないし、占有)している家臣の「権原」が完全ではなく、したがってこの場合 *possidere* の語が(単なる)事実としての「占有」としての含意を(きわめて)強くもっている、ということと無関係ではありえないであろう。なお、後註・10を参照されたい。
- 9) この箇所の原語は *wandelen* (AV では *mutare*) であるが、この語には——M. LEXER, *Mittelhochdeutsches Handwörterbuch*, 3. Bd. Sp. 673ff.によると——「交換する」という意味があり、AV の *mutare* にも同じ意味がある。このことからしても、前註・

6の末尾に掲げた問題は次のように推定することができる、と思われる。すなわち、主君が(1年以内に)「正式な異議」を申し立てた場合、(主君は家臣が(占有)指定なしに占取した所領を取り上げることはできないものの)、別な所領をそれと引き換えに家臣に与えることはできるのではないか、ということがそれである。(この点については、あるいは、「アイゲン・レーン」に関する後出レーン法71・6が参考になるかも知れない)。

- 10) この条項(の後段)によって、主君が所領の「(占有)指定」(ないし、所領の特定・明示) (*bewisen, demonstrare*) を拒んだ場合、家臣はその所領を(主君の正式な異議申立を受けることなく)「1年と1日」(あるいは、「1年と6週」)「占有」(前註・8を参照)していれば、その所領について(いわゆる) *rechte Gewere* (並みの)の権利を取得することが判る。「1年と1日」と「1年と6週」の差、および、*rechte Gewere* の概念については、後出レーン法13・1 = AV 1・103、註・3と7で述べることにするが、ここで指摘しておきたいのは次のことである。すなわち、主君が所領の「(占有)指定」を拒んだ場合でも、家臣が所領を占取することができ、さらにその(1年と1日ないし6週)後所領について *rechte Gewere* (並みの)の権利を取得するのであれば、「(占有)指定」は家臣の占有すべき所領を「特定」するだけであって(前註・3を参照)、それ以上の(= *causa possessionis* としての)意味をもたないのではないか、ということがそれである。ただし、家臣が「1年と1日(ないし6週)」所領を「占有」していれば、*rechte Gewere* (並みの)権利を取得するからと言って、(事実としての)「占有」こそが *causa possessionis* を生む、と速断してはならない。(前述・8で指摘したことのほかに)、前出レーン法10・4およびこのレーン法10・5では、(まだ)主君の「(占有)指定」を受けていない所領についてそれを「封与し(てい)た」と明記しており、その所領は(まだ)特定されていないものの、すでに「封与」ないし「授封」が行われていることに注意されたい。(このことは、レーンの「相続」に関する前出レーン法6・1に限ってではあるが、すでに石川「ゲヴェーレ」144~147頁でも指摘しておいた。また、*bewisen* (*bewisunge*) の語について前出レーン法10・3 = AV 1・30、特にその註・5で指摘した問題(前註・2を参照)について言えば、このことは、*bewisen* (*bewisunge*) の語が「レーン法」で新たにテクニカル・タームとして用いられているとしても、そのことによって(いわゆる)「(占有)指定」の法的位置づけ(ないし、重要性)が増したわけではない、という推定を支持する方向に働くであろう)。

11・1 <sup>a)</sup> いずれの所領であれある家臣が彼のゲヴェーレにおいて (*an sinen geweren*) もっていない (= まだレーンとして占有・支配していない) も

の、<sup>1)</sup> および、(まだ) (占有) 指定(ないし、特定・明示) (*bewisen*) されていないもの<sup>2)</sup> は、彼 (=家臣) はその授封更新を別な (=新しい、または、上級) 主君に求める (*volgen*)<sup>3)</sup> ことをえず、また彼 (=家臣) の息に相続させることをえない。しかし、いずれの所領であれ <sup>b)</sup> その家臣から (それを) 実力 (または、暴力) をもって (*mit gewalt*) 奪われ、<sup>b)・d)</sup> 彼 (=家臣) がそれを (法廷における) 正規の訴えをもって (*mit rechter klage*)<sup>5)</sup> 追求しているものについては、<sup>c)</sup> 彼 (=家臣) がゲヴェーレ (=占有) (*were*)<sup>6)</sup> を欠いているにもかかわらず、<sup>c)</sup> 彼 (=家臣) はその所領を息に相続させ、また彼 (=家臣) 自身、その授封更新を別な (=新しい、または、上級) 主君に求める (*volgen*)<sup>3)</sup> ことができる、<sup>a)・d)</sup> 彼 (=家臣) がその (法廷における) 正規の訴え (*rechte klage*)<sup>5)</sup> について証人を有する限り。<sup>d)・7)</sup>

AV 1・33 <sup>a)</sup> 家臣が彼の占有の中にもっていない (=まだレーンとして占有・支配していない) (*non habet in possessione sua*)<sup>1)</sup> 所領、および、彼に(まだ) (占有・支配するよう) 指定(ないし、特定・明示) されていない (*non sunt sibi demonstrata*) (所領)、<sup>2)</sup> これら (の所領) を (家臣は) 息に相続させることはなく、また、その授封更新を別な (=新しい、または、上級) 主君に求める (*sequitur*)<sup>3)</sup> こともない。家臣は、しかし、正規の (=法廷における) 訴え (*querimonia iusta*)<sup>5)</sup> によって追求しているレーンは、その授封更新を別な (=新しい、または、上級) 主君に求め (*sequitur*)、<sup>3)</sup> また、(それを) 息に相続させる (ことができる)。<sup>a)</sup>

- 1) この「ゲヴェーレにおいて (あるいは、占有の中にも) っていないもの (あるいは、所領)」は、*gedinge* および *wardunge* が授封された場合双方を含みうるが、(前出レーン法 9・1、註・3を参照)、ここでは、後者についてはすぐ後のところで別に書かれている (=「*bewisen* されていないもの」——次註・2を参照) から、(少なくとも、主に)「*gedinge* を授封されただけでまだ現実に占有・支配していない所領」を指す、と解してよいであろう。なお、*gedinge* については、前出レーン法 5・1 (= AV 1・19、1・20)、および、(*wardunge* との関係をも含めて) レーン法 7・1を、また、ここでの *gewere* の語の用法 (=占有) については、後註・6を参照されたい。
- 2) *bewisen* (および *demonstrare*) の語については、前出レーン法 10・3 (= AV 1・30) の註・1、2、3、5を参照されたい。「(まだ) (占有) 指定(ないし、特定・明示) されていないもの (あるいは、所領)」とは、言うまでもなく *wardunge* を授封

されてい(て主君にとって「自由に」になっ)た所領」のことを指すが、wardunge およびそれと gediuge との関係については、(レーン法10・3 = AV 1・30のほか)、前出レーン法7・1をも参照されたい。

- 3) volgen (および sequi) の語については、前出レーン法2・6 (= AV 1・7)、註・3を参照されたい。
- 4) この mit gewalt nemen の語は、ザクセンシュピーゲルにおいては、「暴力をもって奪う (=強奪する)」という意味でも用いられるが、たとえば「(実は権原がないのに)小作人から小作料を徴収し(横取りし)てしまう」というような場合についても用いられる。そのことを念頭において、「実力(または、暴力)をもって奪う」と訳したものである(石川「Eigengewere」、620~621頁、および、註・11を参照)。なお、この点については、後註・7をも参照されたい。
- 5) rechte klage の語は、この条項にも明らかなように、AV の qu(a)eremonia iusta を直訳したものである。いずれも「(法廷における) 正規の訴え」を意味するが、この二つの用語には次のような相違があることに注意しなければならない。すなわち、AV では qu(a)eremonia iusta の語が(ラント法廷における訴えに限らず)レーン法廷におけるそれをも指して用いられる(たとえば、後出 AV 2・49をそれに対応するレーン法68・2と比較されたい)のに対して、ザクセンシュピーゲルでは rechte klage の語が(少なくとも主に)ラント法廷における訴えに関して用いられており、レーン法廷における訴えだけを指すことは(まず)ない、ということがそれである。この点については、後註・7、および、後出の関連諸条項の註においてさらに述べるが、とりあえず、石川「裁判(権)」、26~27頁、および、石川「ヘールシルト制」(3)、註・204に挙げた AV 2・51=レーン法68・4の用語法、を参照されたい。
- 6) この c-c の箇所 の were の語は、(「レーン法」で補足された件に登場するが)、——「実力(または、暴力)をもって所領を奪われた家臣」は(直ちに)その所領についての「権利」または「権原」まで失うわけではないから ——(「占有権」の含意はなく)もっぱら(事実としての)「占有」を意味することに注意されたい。このことからさらに、前註・1の箇所 の gewere (および possessio) の語も(少なくとも、主に)「占有」の意味で用いられている、と推定することができる。しかし、念のために一言すると、このレーン法11・1の場合には、かえってそのことにより、家臣がレーンについてもつ権利の有無にとって決め手になるのは(事実としての)「占有」ではなく「占有権」である、ということが、疑問の余地なく明らかになっている。
- 7) このレーン法11・1は、全体として対応する AV 1・33と同旨のことを述べているが、b-b、c-c、d-d、以上3箇所の補足が加えられている。このうち c-c については前註・6に述べたことを参照いただくとして、ここでは他の二つについて留意すべきことを述べておく。まず d-d についてであるが、これが、AV ですでに述べられていた(家臣が誰かに奪われた所領について、「相続」権や授封更新請求権を失わないための要件としての)「正規の訴え」の立証手続を補足したもの

であることは、改めて指摘するまでもあるまい。疑問が残るのは次の点である。もしこの「正規の訴え」が主君のレーン法廷で起こされ、家臣がそこでこの所領を現に追求しているのであれば、なぜ家臣がそれをわざわざ「証人」によって立証する必要があるのか、という疑問がそれである。われわれは、この疑問によって、この場合「正規の訴え」が主君のレーン法廷以外の法廷で行われたのではないか、という推定に大きく傾かざるをえないであろう。それならば、それは他の主君のレーン法廷で行われたのであろうか。レーン法廷はある主君とその家臣たちによって構成されることを考えると、ある家臣が(自分の主君でない)他の主君のレーン法廷で訴えを起こすことはそもそもありそうもないことであるが、ラント法2・42・1は、ラント法廷で主君を異にする二人の家臣が(一方が他方によって所領を奪われたとして)争い双方ともその所領は自分のレーンであると主張するケースを扱っている。このケースがラント法廷で争われるのは、主君を異にする家臣間で起きたレーンの帰属をめぐる争いについては、それを管轄するレーン法廷が(一般には)存在しないからである。さらに、b-bの補足は、家臣がその所領を「実力(または、暴力)をもって」奪われたことを明記している。前註・4で述べたように、mit gewaltの語は必ずしも「(物理的)暴力」を伴う(=「強奪」)とは限らないが、(それを伴わない場合でも、ラント法2・42・1のケースのようにラント法廷で争われることになるし)、仮にレーン法11・1のmit gewaltが「(物理的)暴力」を伴うもの(=「強奪」)であるとすれば、後出レーン法23・1や76・2に明らかかなように、それはむしろ(最後)ラント法廷においてでなければ決着をつけることができないのである。つまり、AV1・33では(前註・5で述べたように、主君のレーン法廷をも指すことのある)queremonia iustaの語が用いられていたため、テキストの文言からはそれを一読しただけでは容易に思い浮かばない「ラント法廷」の姿が、ラント法11・1では、b-bおよびd-dの補足によって大きくクローズ・アップされているのである。なお「正規の訴え」については後出の関連諸条項でもさらに検討する。

## 201

11・2<sup>1)</sup> a) 主君が彼の家臣に、ある村をそっくり(一括して)、または葡萄園または十分の一税(管区)(tegeden)<sup>2)</sup>または裁判管区(gerichte)<sup>3)</sup>または何かそうした類の(=地域的なまとまりをもつ)ものを(そっくり、一括して)、封与する(あるいは、した)ならば、あるいは、彼(=主君)がある(=そうした地域的なまとまりをもつ)場所(stad)<sup>4)</sup>(の中)に自由な(=封与されていない)状態で(ledich)<sup>5)</sup>もっているものをすべて(という形で)封与したならば、たとえ彼(=家臣)が

(占有) 指定(ないし、特定・明示) (bewisunge) を欠いていても (=まだ所領の(占有) 指定、ないし、特定・明示を受けていなくても)<sup>6)</sup>、家臣はこうしたレーンの授封更新を(新しい主君、または、上級主君に) 求めまたそれを(自分の息に) 相続させることができる。<sup>a)・7)</sup>

AV 1・34<sup>1)</sup> a) 主君が村または葡萄園、十分の一税(管区) (decima)<sup>2)</sup> または裁判管区 (iudicium)、<sup>3)</sup> または何かその種の(=地域的まとまりをもつ)ものをそっくり(一括して) 封与した場合、あるいは、(主君が) いずれかの(そうした地域的まとまりをもつ) 場所 (locus)<sup>4)</sup> に自由な(=授封されていない) 状態で (solutus)<sup>5)</sup> もっているものをすべて(という形で封与した場合は)、こうしたレーンについて家臣は、たとえ(彼が) (所領の) 指定(あるいは、特定・明示) (demonstratio) を欠いていても、<sup>6)</sup> (新しい主君または上級主君に) その授封更新を求めまた(それを) (自分の息に) 相続させることができる。<sup>a)</sup>

- 1) この条項については、石川「ヘールシルト制」(3)、449~450頁を参照されたい。
- 2) tegeden (および decima) の語については、石川・同上(前註・1)(3)、註・206を参照されたい。なお、どのような「十分の一税」がいつ徴集されるかについては、ラント法 2・58・2に具体的な記述があるが、そこでは誰がそれを徴集するのか、したがって「十分の一税管区」の具体的な範囲については記述がない。
- 3) 「レーン法」における gerichte (および iudicium) の用語法については、石川・同上(前註・1)(3)、3・D (446頁以下) に詳論しておいたので、それをも参照されたい。
- 4) stad (ここでも異本——「テキスト」、31頁下欄——では stat になっている) (および locus) の語については、前出レーン法 10・5 (= AV 1・33)、註・2を参照。なお、この条項から、「場所」(stad = locus) と言われているものが、「村」、「葡萄園」、「十分の一税管区」、「裁判管区」など、「地域的まとまりをもつ場所」であることが判るであろう。なお、後註・7をも参照されたい。
- 5) ledich (および solutus) の語については、前出レーン法 7・1、註 1、および、後註・7を参照。
- 6) bewisunge (および demonstratio) の語については、前出レーン法 10・3、註・1、2、3、5を参照されたい。
- 7) この条項が、直前のレーン法 11・1 = AV 1・33で述べられていた(まだ bewisen (= (占有) 指定ないし特定・明示) されていない所領については、「相続」権も授封更新請求権もないという) 原則に対する「例外」を述べていることは、前註・6の箇所

に「bewisunge (= demonstratio) を欠いていても」という表現があることから、明らかであろう。しかし、この「例外」は何にかかわり、また、なぜ認められているのか、という問題については、少し厳密に考えてみなければならないであろう。この点について端的に私見を述べておく以下の通りである。まず、この条項で扱われているのは、(レーン法11・1 = AV 1・33とは異なり) 家臣が (gedinge や wardunge が授封された場合ではなく) 所領を主君から授封され占有・支配している場合である。(「封与する」、特に「主君がある場所に自由な状態で (現に) もっているものをすべて」という表現だけでなく、後続のレーン法11・3 = AV 1・36以下においても、家臣が占有・支配しているレーンが扱われているということも、こうした見解を支持する方向に働くであろう)。さらに、(bewisunge = demonstratio の語を、「(占有) 指定」の意味ではなく、「(所領の) 特定・明示」の意味に理解すれば、「彼 (= 主君) がある場所 (中) に自由な状態でもっているものをすべて封与する」という授封の仕方は、個別に (したがって、ある意味では) 所領を特定・明示しておらず、前出レーン法10・5 = AV 1・32 のケースとも紛らわしいので、念のために「たとえ bewisunge (= demonstratio) を欠いていても」(前註・6の箇所) の一文を加えたのではないか。そうだとすれば、この条項が直前のレーン法11・1 = AV 1・33との関係で述べている「例外」はこの点にだけ限られ、その理由は、この場合 (授封される) 所領が (たとえそれとして個別に特定・明示されていなくても) 特定・明示されているに等しいからであろう、と考えられる。(なお、こうした見解が前註・6で挙げた箇所で述べた私見につながることは言うまでもないが、それによって、前註・1に掲げた拙稿で述べた——この条項と後出レーン法61・2との関係いかんという——疑問も自ずから解消することになる、ということに注意されたい)。

11・3 a)・b) 粉礮場 (ないし水車場) (moln)<sup>1)</sup> の中に (その収益 (の一部) をレーンとして——以下同様)<sup>2)</sup> また b) 造幣所 (ないし貨幣鑄造権) (munte) の中にまた税関 (ないし関税徴集権) (toln) の中にまた葡萄園の中にまた十分の一税 (管区ないし徴集権) (tegede)<sup>3)</sup> の中に、あるいは、そうした類の (一定の収益を生む) ものの中に、ある家臣が授封されるならば、その家臣は (新しい主君に) そうしたレーンの授封更新を求め (volgen)、<sup>4)</sup> また、(それを彼の息に) 相続させる (ことができる)、たとえ主君がそのレーンの (所在する) 場所 (des lenes stat) (そのものは (その家臣に授封せず) 彼 (自身) の権力の中にもち (= 直接に占有・支配し) (それを賃料ないし小作料と引きかえにこの家臣とは別な賃借人ないし小作人に) 貸し出し (bestaden)<sup>5)</sup> で (いて) も。<sup>6)・a)</sup>

AV 1・35・a a) 造幣所 (ないし貨幣鑄造権) (moneta) および税関 (ないし

関税徴集権 (telonium) の中に (その収益 (の一部) をレーンとして — 以下同様)、<sup>2)</sup> 葡萄園または十分の一税 (管区ないし徴集権 (decima)<sup>3)</sup> または何かこうした類の (一定の収益を生む) ものの中に、誰か (ある家臣) が授封されるならば、(その家臣は) このレーンの授封更新を別な (第2の、新しい) 主君に求める (sequi)<sup>4)</sup> ことができ、またそれを彼の息に相続させることができる、たとえ主君が賃料 (ないし、小作料) の場所 (locus census) (そのもの) は (自らの) 権力の中にもって (それを自ら直接に占有・支配し、賃料=小作料と引きかえに貸し出して) おり<sup>5)</sup>、<sup>6)</sup> また (それと同時に、その中に = その収益 (の一部) を) レーンの形で (この家臣に授封している場合で) あっても。<sup>7)</sup> <sup>6)</sup>

- 1) b - b の箇所、(実質的には) mol(n)e の語は、AV 1・35・a にはそれに対応する語がなく、「レーン法」で (新たに) 補足されたものである。なお、後註・2 と 5 を参照されたい。
- 2) この条項の「……の中に授封される」という表現は、「……の収益 (の一部) をレーン (いわゆる定期金レーン = Rentenlehen) として授封される」という意味である、と解される (Hi., S. 112, mit Anm. 3; Sch., S. 254)。この条項の末尾には、主君が「そのレーン (の所在する) 場所は (その家臣に授封しないで) 彼の権力の中にもつ」ことが明記されているからである。なお、後註・6 をも参照されたい。
- 3) tegede = decima の語については、前出レーン法 11・2 (= AV 1・34)、註・2 を参照。
- 4) volgen (= sequi) の語については、前出レーン法 2・6 (= AV 1・7)、註・3 を参照。
- 5) bestaden の語は、ザクセンシュピーゲルにおいては、「賃料 (特に小作料) (tins) と引きかえに貸し出す」=「賃貸する」の意味で用いられる (ラント法 1・54・3、3・44・3 をも参照)。なお、主君が「その場所」を「貸し出し (= 賃貸) している」のに、なぜそれを「彼の権力の中にもっている」のか — あるいはなぜそれを「直接に占有・支配している」と補訳できるのか — という問題は、ザクセンシュピーゲルにおける「ゲヴェーレ」の問題、特に「レーン」と「小作地」(tinsgut) の峻別の問題と関係する。この問題については、特に後出レーン法 14・1、および、60・1 と 60・2 に関して後述するが、とりあえず石川「ゲヴェーレ」、153頁以下を参照されたい。要するに、小作人はその tinsgut について「ゲヴェーレ」をもっていないのである。なお、前註・1 で指摘したように、レーン法 11・3 の冒頭 In molne unde の件は「レーン法」で補足されたものであるが、「ラント法」では、mole が, toln, munte, wingarden と肩を並べて、それについて tins が支払われるべきもの (つまり、tins と引きかえに賃貸されるもの) として登場してくる (ラント法 2・58・2) だけでなく、「stede vrede (= 恒久の平和) をもつべき」ものとして (ラン

ト法2・66・1)、また、そこで強奪を働いた者は「車裂き」の刑に処せられるべきものとしても(ラント法2・13・4)登場してくる。したがって、このレーン法11・3の冒頭に *mol(n)e* が補足された契機は、「ラント法」においてそれをこうした「平和」=「特別な平和」(*Sonderfrieden*)の対象として省察したことにありと見て、まず間違いがないであろう。なお、次註・6を参照されたい。

- 6) この末尾の一文、原文は *quamvis dominus locum census in potestate<sup>e)</sup> et in beneficio<sup>e)</sup>* であり、このうち、*c-c* の *et in beneficio* は「レーン法」では削除されているが、この件の文意を把握するのは、AV だけを(つまり、「レーン法」と対照せずに)読む限り容易ではない。特に *census* の語がなぜここに現れるのか、それはどこにどうかかるのか、それは前段の (*illud*) *beneficium* (=定期金レーン) とどう関係するのか、さらに、この件に現れる (*in beneficio* の中の) *beneficium* は前段の (*illud*) *beneficium* および *locus* ないし *locus census* とどう関係するのか、といった問題には、容易に得心のいく解答を見出せないであろう(ただし、*census* の語については、後続のレーン法11・4 = AV 1・35・b (前段)、註・1と2をも参照されたい)。上記の拙訳は、むしろレーン法11・3を参照しながら何とか意味の通るように(補)訳した、と言った方が正直なところだが、それと比較すれば、レーン法11・3で行われた改訂によって、これらの疑問がかなり解決されていることが判るであろう。

11・4<sup>a)</sup> しかしながら、主君がこうしたレーンの(所在する、つまり、その収益(一部)がレーンとして授封されている)場所 (*des lenes stat*) を(家臣に授封することなく)彼(自身)の権力の中にもち(=直接に占有・支配し)(別な者に賃料ないし小作料と引きかえに)貸し出し(=賃貸し)ている (*bestaden*) 間に<sup>1)</sup>、家臣たちの(こうした)レーン(=そうした場所からの収益、定期金レーン)<sup>2)</sup>に何か欠ける(=不足する)ものがあれば、主君はその間家臣たちに彼等の損失を補填しなければならぬ。<sup>a)</sup>

AV 1・35・b (前段)<sup>a)</sup> 主君が賃料の場所 (*census locus*) を(家臣に授封せずに)彼(自身)の権力の中にもって(=直接に占有・支配して)いる限り、<sup>1)</sup> その間家臣の(受領すべき)賃料 (*census*)<sup>2)</sup>に何か欠ける(=不足する)ものがあれば、(主君は)その者(=家臣)に損失を補償すべきである。<sup>a)</sup>

- 1) 前出レーン法11・3 = AV 1・35・a、註・2、5、6を参照。なお、このレーン法11・4では、AV の *census locum* が(直接) *des lenes stat* と訳されており、レーン法11・3、11・4の *len* が実質的に *census* (= *tins*) を目的物とするものである

ことが判る。この点については、次註・2をも参照されたい。

- 2) ここでも、AVのcensusの語はlenと訳されている。それによって、このレーンが粉礮場、造幣所、税関、葡萄園、十分の一税(管区)などの場所(ないし土地)そのものを対象とするものではなく、それらからの収益のみを対象とする「定期金レーン」(Rentenlehen)であることが、さらに一段と明瞭になるだけでなく、主君がこのレーンの(所在する)場所を自ら直接に占有・支配しそこから取り立てる賃料が、家臣に授封した額に達しなかったり、あるいは、主君もそれ(ないし、その一部)を取得することによって、家臣に授封した額よりも少なくなってしまう場合もあることがうかがわれるであろう。

11・5<sup>1)</sup> a) しかしながら、主君がそ(これらの場所)の中から、彼(=主君)がそ(これら)の中にもっている(=そこから得る)よりも多く(の収益ないし額)を封与する(ないし、した)場合、<sup>a)</sup> b) そ(これら)の中に(=これらの場所から上がる収益について)最初の(=先に)授封をもつ(=受けた)者たちが同じ(=当該の)場所について先にレーン(財)(gut)(=定期金レーンないし収益)を取得する(ないし、受け取る)べきであって、後から授封されてそ(これら)の中にそれ(=レーン(財)、定期金レーンないし収益)を取得しえない者たちは、主君に補償を求めるべきである。<sup>b)・2)</sup>

AV 1・35・b(後段)<sup>1)</sup> a) それゆえに主君は、彼(=これらの場所から上がる収益を授封された家臣)に配慮すべきであって、そ(これら)の中に(=これらの場所からの収益を)(彼=主君が)与えることのできるよりも多く家臣たちに封与してはならない。<sup>2)・a)</sup> AV 1・36<sup>1)</sup> b) もし誰か(ある家臣)が先に(そうした定期金)レーンを授封されていたならば、(その家臣が)その(=当該の)場所の中で(ないし、その場所から上がる収益の中から)彼の(定期金)レーンを取得すべきであって、後から授封された者は主君に補償を求めるべきである。<sup>b)</sup>

- 1) この条項は、前出レーン法11・3 = AV 1・35・a、および、レーン法11・4 = AV 1・35・b(前段)に引きつづき、「定期金レーン」について述べたものである。
- 2) a - aの箇所は、「レーン法」とAVとで基本的には同趣旨のことを言っている、と解されるが、「レーン法」では前出レーン11・4 = AV 1・35・b(前段)のケース(=主君がその場所を直接に占有・支配して自ら賃料を徴集し、その結果家臣の取得する額が不足するケース)との直接のつながりが断ち切れ、「定期金レーン」(一般)

に関する準則としての性格を明確にしていることに注意されたい。AV 1・35・bが二つに分けられて、その前段は前の11・4に組み込まれ、後段(a-a)のみがこの11・5の一部としてAV 1・36(b-b)と一体化されたことも、そのことにもとづくものと推定される。

202

12・1<sup>a)</sup> 家臣が彼の主君から半フーフエ(の耕地)もしくは5シリングの収益をもたらすレーン(財)(gut)(=定期金レーン)<sup>1)</sup>を〔(占有)指定(ないし、特定・明示)されたレーン(財)として(bewisedes gudes)<sup>2)</sup>として〕受領していない場合、彼(=その家臣)はレーン法廷において(binnen lenrechte)なんびとの(ための)証人になることもできない。<sup>3)・a)</sup>

AV 1・37<sup>a)</sup> 主君から1ないし半フーフエ(=マンズ)(mansus)(の耕地)を授封されていない家臣、あるいは、主君からある場所の中に(in loco aliquo)そこから毎年5シリング(=ソリドゥス)ないしそれ以上の収益を取得しうるように<sup>1)</sup>授封されていない者(=家臣)を、(人は)レーン法廷において(in iure beneficiati)証言から却けることができる。<sup>3)・a)</sup>

- 1) 前出レーン法11・3~11・5(=AV 1・35・a~1・36)を参照。この「5シリング(ないしそれ以上)の収益」がこれら先行する条項で述べられている「定期金レーン」(Rentenlehen)にかかわることは、特にAV 1・37のin loco aliquoという表現によって明らかであろう。なお、レーン法11・5では、AV 1・37の「1(フーフエ)ないし」および「(5シリング)ないしそれ以上」の語が省略されているが、それは、この条項が家臣がレーン法廷で証人になりうる必要条件を述べていることから、(独訳の際に)不要と考えられたからであろう、と推定される。この点については、註・3をも参照されたい。
- 2) このアイケ以後の補足中のbewisedesの語は、「補筆者」が前出レーン法10・3~11・2に見られるbewisenの語を継承しながら、家臣がレーン法廷で証人になりうるためには、半フーフエ以上の耕地、または、5シリング以上の収益を生むレーン財を、(単にgedingeまたはwardungeとして授封されているのではなく)、現実(レーンとして)占有・支配していなければならない、ということを強調しようとしたものと推定される。なお、この点については、さらに次註・3をも参照されたい。
- 3) このレーン法12・1とAV 1・37の末尾の一文をくらべると、(基本的には同旨の

ことを述べているものの、「レーン法」の表現の方がレーン法廷において証人になりうるための要件をより明確に打ち出していることが判るであろう。この点については前註・1を、また、レーン法廷において証人になりうるための要件については後出レーン法69・2をも参照されたい。

12・2 人は、破門された<sup>1)</sup>家臣の、あるいは、(国王の)アハト(=追放)に処せられ<sup>2)</sup>または地方的に(=ある裁判管区に限り)追放された<sup>3)</sup>家臣の証言を、彼が破門されまたは(国王の)アハト(=追放)に処せられまたは地方的に(=ある裁判管区に限り)追放されている裁判管区において(binnen deme gerichte)却ける(ないし、拒む)ことができる。彼等は(そこで)代言人になることをえない。彼等が(そこで)誰かを相手どり訴える場合、彼(=訴えられた者)が(訴えた者の)破門または(国王の)アハトまたは地方的追放を証人により立証できるならば、彼は彼等に対して応訴することを要しない。しかしながら、彼等はその(裁判管区)の中で彼等を相手どり訴えるすべての者に対して応訴しなくてはならない。<sup>4)</sup>

- 1) ザクセンシュピーゲルが記述しているのは「世俗法」であるから、「教会法」(上の「破門」)については同書から詳しいことが判らない。ただし、後註・5を参照されたい。
- 2) 次註・3を参照。
- 3) 「地方的(=当該裁判管区限りの)追放」(vestinge、vervesten)に処せられるのは、基本的には、「生命または手に及ぶ」犯罪を犯した者で(ラント法1・68・1)、「叫喚告訴をもって」(=現行犯のかどで)訴えられ(その場から)逃亡した者(ラント法1・70・3)、あるいは、自分が居合わせた裁判集会で犯罪の責を問われて逃亡し(ラント法2・45、なお、同3・9・5を参照)または自分が居合わせないところで訴えられて第3の裁判期日(まで)に出頭しない者(ラント法1・67・1と2)である。ゴーフグラーフが彼の地方的追放をグラーフの前で立証すると、それはグラーフの地方的追放になり、グラーフが彼の地方的追放を国王の前で立証すると、それは国王(ないし、ライヒ)のアハトになる(ラント法1・71)(ただし、こうした「審級序列」にかかわらず、いきなり「ライヒのアハト」に処せられることがあることに注意されたい——ラント法2・71・2、石川「平和と法」、1610~11頁を参照)。なお、次註・4を参照されたい。
- 4) この「レーン法」で新たに補足された条項において、各人のもつ教会法およびラント法上の地位がレーン法上の地位を規定する、という考え方が前提になっていることは、改めて指摘するまでもあるまいが、ラント法2・63・2および3・16・

3でそれと同じ趣旨のことが述べられていることを見逃してはならない。すなわち、このレーン法12・2は「ラント法」執筆後に(これらの条項を承けて)補足された可能性が大きいのである。なお、このレーン法12・2の規定がラント法3・63・3＝「地方的追放はその(＝地方的追放に処せられた)者から、彼がその(＝地方的追放)中で捕えられる(ないし、捕えられた)場合、彼の生命を奪うが、彼がいかに長くその(地方的追放)中にあっても、彼の(生得の)法(recht)(を奪うこと)はない」との関係について、石川「裁判(権)」、11～12頁および註・55で述べた、地方的追放に処せられているあいだは「彼の(生得の)法は——「剥奪される」のではなく——「停止」しているにすぎない」、という私見をも参照されたい。

203

13・1<sup>1)</sup> a) 主君が家臣に対して(次のことを、すなわち)、(その)家臣が彼がそれ(＝所領)を受領したのち<sup>2)</sup> 6週と1年、<sup>3)</sup> b) 主君の(法廷における)正式な異議(申立を受けること)なしに(an des herren rechte wedersprake)<sup>4)</sup>・b) 彼(＝家臣)のゲヴェーレにおいてもっている(＝レーンとして占有・支配している)(an sinen weren hevet)<sup>5)</sup> 所領(を彼に授封したレーンであること)<sup>6)</sup>を、否認する(ないし、した)場合、家臣がそれ(＝その所領)について(この)適法な(ないし、法定の)ゲヴェーレ(de rechten were)(＝6週と1年の占有・支配)<sup>7)</sup>を〔7人の家臣をもって<sup>8)</sup>(証人により)立証しうるならば、レーンのゲヴェーレ(＝des lenes gewere)(＝その所領をレーンとして占有・支配するための権原)<sup>9)</sup>を彼(＝家臣)は単独で聖遺物にかけて(の宣誓をもって)裏づけ(sterken)、そしてその所領を証人(による立証)なしに保持する(ことになる)<sup>10)</sup>、<sup>c)</sup>人(＝誰か)が(法廷における)正規の訴えをもって(mit rechter klage)そのゲヴェーレ(＝占有・占有権)を破りえない場合(ないし、限り)。<sup>11)</sup>・<sup>c)</sup> d) [人(＝誰か)が7人の家臣(の証人)をもって立証すべき場合、人(＝彼)はそのために21人の家臣に証言(する可否か)を問うことができる]。<sup>12)</sup>・<sup>d)</sup> e) しかし城塞レーン<sup>13)</sup>については、なんびとも、たとえ彼がそれ(＝(その)所領)を(6週と1年)ゲヴェーレにおいても(an geweren hevet)いても(＝城塞レーンとして占有・支配していても)、証人(による立証)なしに正規のレーン(としての権利)(recht len)<sup>14)</sup>を(立証)取得することをえない。<sup>15)</sup>・<sup>e)</sup>

AV 1・103<sup>1)</sup> a) (家臣に) 封与されたレーン (concessum beneficium)<sup>6)</sup> (ないし、あるレーンが家臣に封与されたものであること) を主君が否認しようとした場合、それに対して家臣がこれ (=このレーン) について (次のような) 占有 (warandia)<sup>7)</sup>、すなわち、(彼がそのレーンを) それを受領すべき期限以後 (post suscipiendi illud terminum)<sup>2)</sup> 7週と1年の間<sup>3)</sup> 占有していた (possederit)<sup>5)</sup> ことを、(証人により) 立証した場合は、家臣は単独で、主君が(その封与を) 否認(しようと)するレーンを、宣誓をもって取得(または、保持)<sup>10)</sup> することができる (obtainat)。<sup>b)</sup> しかしながら、(その間、主君の) (法廷における) 正式な異議 (申立) (iusta contradictio) (があった場合) は、<sup>4)</sup> もしそれ (=正式な異議) が証明されたならば、(家臣のための) 証言を却けたことになる。<sup>b)・a)</sup>

- 1) 「レーン法」では、大まかに言えば、前出 7・1 から始まった gedinge および wardunge (つまり、家臣が所領を直ちに占有・支配しない場合) を中心的主題とする記述が前出 12・2 までで (一旦) 終り、この 13・1 からは家臣が主君から授封されて所領を占有・支配している (したがって、「ゲヴェーレ」にかかわる) 場合の記述が始まる。このレーン法 13・1 はいわゆる「適法なゲヴェーレ」(rechte Gewere) にかかわる基本的条項の一つであり (石川「ゲヴェーレ」、159頁以下を参照)、そこには rechte (ge)were の語が(「レーン法」では) はじめて姿を見せるが (後註・7をも参照)、この条項についてあらかじめ注意しなければならないのは次のことである。すなわち、それに対応する AV 1・103は、「レーン法」に則して言えば、もともとレーン法 41 (= AV 1・101、1・102) の直後に位置していたものを、前出レーン法 12・1 (= AV 1・37) (および AV に対応条項のない 12・2) と後出 13・4 (= AV 1・38) との間に移したものであり、「ドイツ語第 1 版」に限っても「改訂」(b - b) や「補足」(c - c、e - e) が加えられた上で、さらに後出レーン法 13・3 までの諸条項「補足」されている、ということがそれである。したがって、レーン法 13・1 と AV 1・103 とではどこがどのように違うのか、その相違が (特に「レーン法」における) 「ゲヴェーレ」(および rechte Gewere) の概念にとって何を意味するのか、を明らかにするには、(少なくとも) 後出の (「レーン法」では 41 の前後、および、AV では特に 1・101 と 102 の前後の) 諸条項との比較・検討が必要になるが、以下の註ではそのうちこのレーン法 13・1 (= AV 1・103) の条文を理解するために必要なものに限って言及することにする。
- 2) この件、「レーン法」の原文は、na deme he it untvenk (= empfung) となっている。untvan (= empfangen) の語は、(「レーン法」では) 一般に「(家臣が主君から) 所領を受領 (してそれを占有・支配) する」という意味で用いられ、ここでは過去形 (untvenk) になっているから、このレーン法 13・1 では、家臣が事実主君から (間

題の)所領を授封されていた(のに、後になってから主君がそれを否認しようとする)ケースが前提されており、したがって、この条項は主君から所領<sup>レーン</sup>を授封されて占有・支配している家臣一般にかかわ(り)う内容になっている。(たとえば、前出レーン法10・5 = AV 1・32、および、同条への註・10で述べたことを、この条項と比較されたい)。これに対して、対応するAV 1・103では、この件の原文は、*post suscipiendi illud terminem* となっていて、これは、字義通りには、「それ(=そのレーン)を受領すべき期限以後」を意味するし、AVにおいては、*terminus*の語は、(一・二の例外を除き)大部分、「<sup>レーン</sup>相続人(である未成熟の子)が主君に、または、家臣が(主君交替の際に)新しい主君に所領<sup>レーン</sup>の授封(更新)を求め、あるいは、(所領<sup>レーン</sup>を主君に返還し、または、判決をもって剥奪された)家臣が主君にその引き戻しを求めべき期限」の意味で用いられている。それだけでなく、もともとこのAV 1・103の直後に位置していたAV 1・104の*homo terminum neglexerit suscipiendi beneficium*は、対応するレーン法42・1では*dar he (= man) sin gut verjaret hebbe an sinnende oder an ut tende*となっていて、AV 1・104の*terminum*の語が「所領<sup>レーン</sup>の授封または引き戻しを求めべき期限」を意味することは間違いないところである。換言すれば、AV 1・103は、レーン法13・1とは異なり、主君から所領<sup>レーン</sup>を授封されて占有・支配していた家臣一般にかかわるのではなく、主君に授封を求めべくしてまだその手続をとっていない上述のような家臣だけにかかわっており、しかも、AV 1・103の文言だけでは、そうした家臣は、上述の期限内に(それどころか、およそ)主君から授封を受けなくても、7週と1年、所領<sup>レーン</sup>を占有・支配していれば、それについて(「レーン法」の言う)rechte Gewere(の権利)が成立する、という(重大な)誤解を生む余地を残している。(なお、この件については、さらに後註・5と6をも参照。前出レーン法10・5 = AV 1・32のケースにおいては、所領<sup>レーン</sup>は、まだ(占有)指定ないし特定・明示されていないものの、すでに「封与」されていることを想起されたい)。因みに、ショットは、レーン法13・1のこの件を、*nachdem er sich dessen (= des Guts) bemächtigt hatte*と訳しているが、これでは、ある所領<sup>レーン</sup>を「占取」した家臣は、およそ主君から授封を受けなくても、6週と1年後にはrechte Gewere(の権利)を取得することになってしまう。しかし、このレーン法13・1はそういうことを言っているのではない。後出の関連諸条項からも明らかなように、そもそも主君からの授封なくして家臣のレーンについての「占有権」(その意味での「ゲヴェーレ」)が成立することはありえないのである。

- 3) レーン法13・1の「6週と1年」という期間については、次の二つの問題がある。
- ① 対応するAV 1・103では、「7週と1年」になっていること。② 「ラント法」(2・44・1)では、「適法な(ないし、法定の)ゲヴェーレ」(*ene recht were*)が成立するのは、「ある者(*man*——この語は「レーン法」では大多数の場合「家臣」を意味する)がいずれかの所領<sup>レーン</sup>(を法廷における)正式な異議(申立を受けること)なしに1年と1日(=満1年)占有している場合」とされていること。このうち①について

は、AVで「7週」とあって、前註・2で述べたような誤解の余地を残している) たものが、「レーン法」執筆の際に——他の関連条項と平仄を合わせて——「6週」に改められたもの、と推定される。(「レーン法」だけでなく) AVにおいても、家臣が主君に対し所領の授封(更新)または(一旦主君に返還し、あるいは、判決をもって剥奪された所領の)引き戻し(=再授封)を求める期限(前註・2を参照)に関して、他の条項ではすべて「6週(と1年)」になっているからである。②の「ラント法」との相違については、(①とも関連するが)、真先に考えなければならないのは次の可能性であろう。レーン法上も、たとえば主君に異動があった際に家臣が新しい主君に所領の授封更新を求めるべき期限は(ほんらい)「(満)1年」であり、「家臣がこの「年期」を懈怠すると所領は法的には主君に帰属する。しかし、レーン法上はこうした場合にも、(授封を求める家臣の権利が直ちに失われるのではなく)、家臣にはさらに所領の(狭義の)「引き戻し」を求めることが認められており、「6週」というのはそのための(猶予)期間なのではないのか、ということがそれである。もちろん、こうした推定の是非をはっきりさせるためには、後出の関連諸条項に姿を見せる「6週」の期間の意味を逐一検討しなければならない。また、*rechte Gewere* の概念についても、後註・7をはじめ、後出の関連諸条項において一々仔細に検討するが、それについては、とりあえず石川「ゲヴェーレ」、136頁以下、および、159頁以下で述べたことを参照されたい。

- 4) この「(法廷における)正式な異議(申立)」(*rechte wedersprake, iusta contradictio*)については、それが必ず相手方の居合わせるところで、したがってこの場合は(主君の)「レーン法廷」で行われることに注意されたい。この点については、前出レーン法10・5(= AV 1・32)、註・6を、また、この点に関する *rechte klage* との相違については——後註・11でも触れるが——前出レーン法11・1(= AV 1・33)、註・5を参照されたい。
- 5) ここでは、「レーン法」の *an sinen weren hevet* の語に、AVの *possiderit* が対応している。(前出レーン法5・1(= AV 1・19と20)、註・2を参照)。
- 6) この箇所、レーン法13・1に「彼に授封したレーンであること」という補訳を加えたのは、その *gut* の語が AV 1・103の *concessum beneficium* に対応していることを参考にしたものである。(なお、前註・2で述べたことをも参照されたい)。
- 7) 「適法(ないし、法定の)ゲヴェーレ」(*rechte Gewere*) の概念については、石川「ゲヴェーレ」(前註・3を参照)でも私見を述べておいたし、後出の関係諸条項においてもさらに仔細に検討していくが、ここではとりあえず次のことを指摘しておきたい。

①ザクセンシュピェーゲルでは、(土地を含め)物を譲渡(および封与)した者(=前主)(主君を含む)は、一般に、譲受人(家臣を含む)の保障人として追奪担保の責を負う。現に(「ドイツ語第2版」に属する条項であるが)ラント法3・83・2は、「他の者にある所領を封与する(ないし、した)……者は誰しも、1年と1日、彼(=

他の者、家臣)に保障(=追奪担保)を与える(*geweren*)べきである(ないし、与えなければならない)と言う。②しかし、レーン法13・1は、(前註・2で述べたように)、ある所領の「占有権」をめぐって、現にそれを占有・支配している家臣が(後になってから授封を否認する)主君と(そのレーン法廷で)争うケースであるから、家臣は保障(=追奪担保)人として主君を引き合いに出すわけにはいかない。③それにもかかわらず、レーン法13・1によれば、家臣が *rechte Gewere* (この場合、6週と1年、主君の正式な異議なしに所領を占有・支配していること)を立証すれば、彼は主君の主張(=授封の否認)を破って勝訴する。したがって、*rechte Gewere* は保障人(=主君)の追奪担保に代わる(あるいは、それを凌ぐ)「法定の追奪担保」という含意ないし法的効果をもつことになる。(前述したラント法3・83・2が、主君が家臣に追奪担保を与えるべき期間を「1年と1日」に限っていることは——「6週」の差(前註・3)を別にすると——以上のことと良く整合している)。

④ラント法2・42・2は、(アイケ以後の *Ordnung IVc* に属し、二人の家臣が(同じ)一つの所領をめぐって(ラント法廷で)争い、いずれもそれを主君から授封された(自分の)レーンであると主張して、それぞれ別な主君を追奪担保人として引き合いに出した場合、主君が法廷に出頭して追奪担保を与えた方が勝訴するとした2・42・1の直後に「補足」されて、「しかし、彼等(二人の家臣)のうち一人が、1年と1日(ここでは「6週と1年」でないことに注意)、(法廷における)正式の異議(申立を受けること)なしに、(その)所領について適法なゲヴェーレ(*ene rechte were*)をもっていた場合(些か紛らわしいが、その所領を1年と1日、正式の異議なしに「占有」して、「適法なゲヴェーレ」をもっている場合、と言いたいのであろう)は、彼の保障人(=主君)が法廷における追奪担保について(*to rechter wescap*)彼を見捨てる(ないし、見捨てた)としても、彼はそれによって敗訴することはない、彼が彼の法(ないし、権利)に従って(*na sime rechte*)(=単独の宣誓をもって)それ(=その所領)(が主君から自分に授封されたレーンであることを主張・擁護する(*vorestan*)限り)、と言う。この場合、*rechte Gewere* のもつ「法定の追奪担保」としての効果が(主君にとどまらず)第三者に対する関係にまで及んでいることが注目される。

④AV 1・103でレーン法13・1(この箇所)の *de rechten were* に対応しているのは、(*recht* に当たる形容詞 *iusta* を伴わない) *warandia* の語にすぎない。この場合、*warandia* の語は、ひきつづき同格の文章において述べられているその具体的内容(=それを受領すべき期限以後、7週と1年、占有していたこと)からも明らかなように、「占有」の意味で用いられている。しかし、ここでは *warandia* の語は(行末ではなく)行中に姿を見せる。つまり、著者は、ここでは韻を踏むためにこの語を用いる必要は必ずしもなかったのであり、もしそうしようと思えば、たとえば *iusta warandia* あるいは *iusta possessio* という(法的)評価を示し、「占有権」という含意をももちうる用語を選ぶこともできたはずである。このことは、前註・2で述べたこと(=AV 1・103は、レーン法13・1とは異なり、レーンを占有・支配している家臣一般にかかわるものでない、ということ)と併せて、

AV 1・103のテキストから「レーン法」に見られるような *rechte Gewere* の概念(ないし、その法的効果)を読み取ることをきわめて困難(ないし、ほとんど不可能)にしている。その意味で、この箇所「レーン法」とAVの相違は、*rechte Gewere* の概念、ないし、一つの *Rechtsinstitut* としての *rechte Gewere* が、(AVにはまだ存在せず)、(ようやく)「レーン法」(あるいは「ラント法」を含めた「ドイツ語版・ザクセンシュピーゲル」)において形成された可能性を(強く)示唆している、と言えるであろう。

- 8) (「ドイツ語第2版」に属する)この「7人の家臣をもって」という表現には、証人として自分以外の家臣が7人必要なのか、それとも、「自分とも7人」(つまり、他の家臣6人と自分)で足りるのか、必ずしも判然としない点が残る。しかし、今のところ私は、次の二つの理由で、「自分とも7人で」という解釈が正しいのではないかと考えている。①ザクセンシュピーゲルでは、誰かが証人をもって自分の主張・権利を立証する場合、この箇所を除いて、すべて「自分とも3人、または、7人(の証人)をもって」となっていること。②次註・9で述べるように、他ならぬ「レーンのゲヴェーレ」についても、「(彼の)主君の6人の家臣とともに証言(ないし、立証)する」(レーン法74・2)とされていること。③(同じく「ドイツ語第2版」に属する)後註・12の箇所と同じことを述べたラント法2・22・4は、直前の(「ドイツ語第1版」に属する)2・22・3に(アイケ以後)補足されたものであるが、そのラント法2・22・3でも「自分とも7人」による立証について述べられている。
- 9) *des lenes gewere* は、「レーン法」では *gemene gewere* (=普通のゲヴェーレ)(レーン法38・3)ないし *blote gewere* (=単なるゲヴェーレ)(レーン法74・2)と対比され、後者を立証するには「誰であれ、彼等の(生得の)法において非議される余地のない人々と自分とも7人」で証言すれば足りるの対して、前者=*des lenes gewere* を立証するには「(同じ主君の)6人の家臣とともに(自分とも7人で)証言する」(同上)ことが必要とされる。このことから明らかなように、*des lenes gewere* は(所領の)「単なる(=事実としての)占有(・支配)」ではなく、少なくとも「所領を(主君からの授封にもとづき)(適法に)レーンとして占有(・支配)していること」を意味する。しかし、このレーン法13・1の場合には、まず家臣が問題の所領を(主君からの異議(申立を受けること)なしに、6週と1年、(レーンとして)占有(・支配)していることが「(7人の家臣をもって)」立証されるのだから、その上で問題になる *des lenes gewere* は、家臣がその所領をレーンとして占有(・支配)するための「権原」(*causa possessionis*)、あるいは、さらに進んで家臣にそうした権原を付与する主君による「授封」そのもの、という含意が強いことに注意されたい。(この最後の点については、ひきつづき次註・10を、また、*des lenes gewere* (一般)については、石川「ゲヴェーレ」、150頁以下を参照されたい)。
- 10) 前註・2で述べたように、レーン法13・1は、主君が後になってから(この場合

は、6週と1年(以上)後に)家臣に対してある所領が自分の授封したレーンであることを否認した場合(の家臣の対抗手段)を扱った条項であり、したがって、家臣が主君に対して立証しなければならないのは、最終的には、主君が(確かに)その所領を自分に授封した、という事実である。しかし、「適法なゲヴェーレ」(この場合、6週と1年以上、主君からの正式な異議申立なしに、その所領をレーンとして占有・支配していたこと)を(「7人の家臣をもって」)立証すれば、証明手続の上でも、そのことの中にすでに(ある所領をレーンとして(適法に)占有・支配する、という意味での) *des lenes gewere* の立証は(少なくとも)潜在的には含まれていた、と言えるであろう。この条項で、(言わば *rechte Gewere* の効果としての) *causa possessionis* ないし「授封」そのものの意味での *des lenes gewere* の立証が家臣の単独の宣誓をもって足り、しかも家臣はそれを単独の宣誓をもって「裏づける」(*sterken*)、とされているのはこのためである、と推定される。(この点については、前註・9をも参照されたい)。因みに、こうした(証明手続に則した)「法的論理(構成)」を AV 1・103 のテキストから読み取ることもほとんど不可能に近い、と言わなくてはならない。

- 11) c-c の件は(AV には対応する箇所がなく)「レーン法」で「補足」された(と目される)箇所である。この「補足」が何を意味するか、あるいは、なぜこの「補足」が施されたのかを明らかにするために真先に問わなければならないのは、*rechte klage* がどこ(=どの法廷)で行われるのか、という問題であろう。(ザクセンシュピーゲルの *rechte klage* が(少なくとも主に)ラント法廷で行われる、という私見は、すでに前出レーン法11・1(=AV 1・33)、註・5で述べておいたが、このレーン法13・1の場合、この点に関しては具体的に次のことが言える。すなわち、この条項の場合、*rechte Gewere* を立証した家臣は、主君のレーン法廷においてその所領についての「占有権」を立証することができたのだから、主君のみならず(そのレーン法廷の構成員である)他の家臣も再び(同じ)レーン法廷でそれを争うことはできない。(念のために一言すると、たとえば、家臣が *rechte Gewere* をもっている所領を、主君が上級主君のレーン法廷の判決をもって剥奪されても、家臣はその授封更新を上級主君に求めることができるから、家臣の「占有権」が(主君のそれ以外の)レーン法廷における「訴え」によって破られることもありえない)。また、別な主君の家臣がその所領を(自分が自分の主君から授封された)自分のレーンであるとして主張して争う場合は、異なる主君をもつ家臣間の係争について管轄権をもつレーン法廷は(一般には)存在しないので、事案はラント法廷で裁かれる(あるいは、裁かれざるをえない)ことになる(これは前註・7の④で触れたラント法2・42・1のケースに他ならない。なお、この点については、後出レーン法13・2、註・6をも参照されたい)。(同じく)前註・7の④に訳出したレーン法2・42・2からもうかがわれるように、この場合、もし一方が所領について(レーン法13・1の「家臣」のように) *rechte Gewere* をもっていると、それをもたずに所領についての「占有権」を主張しよう

とする(別な主君の)家臣の立場は、絶望的と言ってよいほど弱く、別な主君の家臣の訴え(= *rechte klage*)によって(レーン法13・1の) *rechte Gewere* をもつ家臣の「占有・占有権」が破られる、ということもまずありそうもない。したがって、このc-cの件は、著者アイケが、何らかの具体的なケースを念頭において「補足」したと言わんよりは、——(AVないし「レーン法」にひきつづき)「ラント法」を執筆した際に明確に意識するにいたった——ラント法の(レーン法に対する)優位が念頭を離れず、念のために「補足」したものと解すべきであろう。(したがって、この件の「人」も、——「主君」や「その家臣」ではなく——「誰か、ある第三者」という意味になる、と思われる)。

- 12) d-dの件は「ドイツ語第2版」で「補足」されたものであるが、ラント法2・22・4 (*Ordnung IIa*)でも同旨のことが述べられている。(前註・8の③を参照)。
- 13) 「城塞レーン」については、前出レーン法2・7、註・3を参照。
- 14) *recht len* = 「正規のレーン」については、後出の関連諸事項においても逐次検討するが、石川「ヘールシルト制」(2)、2・B (63頁以下)において立ち入って分析しておいた。併せて参照されたい。
- 15) このe-eの件も(AVに対応条項がなく)「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、(城塞および)城塞レーンについては、後出レーン法71・8~71・20、72・1~72・10にまとまった記述があり、そこにはかなりの分量の同じく(AVに対応条項・対応箇所のない)「補足」(および「改訂」)が見出される(この点については、とりあえず石川「ヘールシルト制」(2)、64頁、および、註・127を参照されたい)。このe-eの「補足」は——さらに(ここで付け加えておくと)前出レーン法2・7(前段)も——これらの「補足」・「改訂」と同時に行われたもの、と推定される。

13・2 [しかしながら、ある主君がある家臣を、彼(=家臣)が彼の所領(の授封)を希求す(*sinnen*)べき、または、それ(=彼の所領)を引き戻す(*ut ten*)べき期間中(=期限までのあいだ)<sup>1)</sup>、法(の定め)によって(*dorch recht*)彼(=主君)がそうすべきように、1年と1日(=満1年)<sup>2)</sup>、(法廷における)正式な異議(申立)(*rechte wedersprake*)なしに、彼(=家臣)の所領に居坐らせておいても(= *mit sime gude sitten let*) (=彼の所領をそのまま占有させておいても)<sup>3)</sup>、こうしたゲヴェーレ(=占有)をもって(=を根拠にして)(*mit den geweren*)、彼(=家臣)は彼の主君からその所領について(の権利を)遠ざける(=奪い、それを授封なしに占有しつづける)(*vernen*)<sup>4)</sup>ことをえない、彼(=家臣)が(所領の授封ないし引き戻しを求めるべき)年期を懈怠する(ないし、した)(*sek verjaret*)<sup>5)</sup>場合は、また、彼(=家臣)がそれどころかそれ(=その所領)について他の主君を引き合

いに出す(ないし、出した)(=他の主君から授封されたレーンであると主張する、ないし、主張した)場合にも、その主君が、法がそうであるように(=法の定め(る手続)に従って)(*also recht is*)、それ(=その所領)を(=自分の所領をその家臣に授封したことを立証し、それを)取得するのではない限り。<sup>6)</sup>7)

- 1) 家臣が一定の期間(「年期」)内に「彼の所領(の授封)を希求する」のは、死亡した家臣の封相続人<sup>レ</sup>が(亡父の)主君に対して(亡父が占有・支配していた)レーンの授封(=いわゆる「相続」)を求める場合、あるいは、(主君の死亡など)主君に異動が生じた際に、新しい主君または上級主君に対して(彼がそれまで占有・支配していた)レーンの授封更新を求める場合である。また、家臣が同じく「年期」内に「彼の所領を引き戻す」のは、彼が(一旦)主君に返還した所領<sup>レ</sup>を主君から再び受領する場合、あるいは、彼から(レーン法廷の)判決をもって剥奪され(主君の手に戻った)所領を主君から(再)授封してもらう場合である。この点については、前出 AV 1・103(=レーン法13・1)、註・2、および、後註・7を参照されたい。
- 2) この条項では、後述・5の箇所に明らかなように、「家臣が所領(の授封)を希求すべき、あるいは、それを引き戻すべき」期間(ないし、期限)がすべて「1年と1日」(=満1年)であることが前提されているが、この期間については、後出の関連諸条項においてもその都度検討するが、とりあえず前出レーン法13・1(=AV 1・103)、註・3で述べたことを参照されたい。
- 3) *rechte wedersprake* については、前出レーン法11・3(=AV 1・33)、註・6、および、レーン法13・1、註・4を参照。
- 4) 前註・1を参照。
- 5) 前註・2を参照。
- 6) この場合(にも)、—— *rechte klage* についてと同じく —— 主君は(家臣が引き合いに出した)「他の主君」とどの法廷で争い、「他の主君」はどの法廷で「それ(=その所領)を(立証・)取得する」のか、ということが問題になる。「レーン法廷」は主君と(そこに参集する義務を負う)彼の家臣(のみ)によって構成され(前出レーン法4・4=AV 1・16を参照)、そこで証人になりうるのも(当該)主君の家臣に限られる(前出レーン法9・1、および、それへの註・3を参照)。したがって、レーン法13・2の場合、「ある家臣」の年期懈怠の責を問う「ある主君」のレーン法廷には(家臣が引き合いに出した)「他の主君」は一般には(=後者が前者の家臣でない限り)参集していないし、「ある主君」は(自分の家臣ではない)「他の主君」をそこへ証人として召喚するわけにもいかない。(念のために一言すると、前出レーン法1、後出レーン54・1などに見られるように、同じシルトをもつ者の家臣になるとシルトが(一つ)下がる、というヘルシルト制の原則が存在する限り、「ある家臣」が自分の家臣仲間である者を自分の「主君」と主張することは、自分のシルトを引き下げることにつながるから、

まずありそうもないし、この条項にはそうしたケースをも含む可能性を示唆する文言はまったく認められない。他方、「ある家臣」が問題の所領を「他の主君」から授封されたと主張した場合、一般には(=それがどちらかの主君の「アイゲン」でない限り)、二人の「主君」がそれを「ある家臣」に(適法に)授封したことを立証するためにはそれぞれの「上級主君」の保障(=追奪担保)を必要とする。これはまさしく——前出レーン法13・1(=AV 1・103)、註・7の④で触れた——ラント法2・42・1のケースにはかならず、「ラント法廷」で争われ裁かれることになる。(なお、一方の主君が「ある家臣」に(自分の)「アイゲン」を授封した(と主張する)場合は、ラント法2・43・1のケースに当たり、同じく「ラント法廷」で争われ裁かれることになる。ただ、二人の主君がいずれも(同じ)「上級主君」の家臣である場合だけは、後出レーン法68・4の(同じ主君の家臣同志がある所領の帰属をめぐる争う)ケースに当たる可能性が大きいので、「上級主君」の「レーン法廷」で争われ裁かれることもあるが、それは(少なくとも同時に)ラント法2・42・3のケースでもあり、「ある主君」はそれを「ラント法廷」に持ち出すこともできる)。これを要するに、「他の主君」が(「ある主君」と争って)問題の所領を自分が「ある家臣」に与えたレーンとして「(立証・)取得する」のは(一般には)「ラント法廷」においてである、ということになる。

- 7) このレーン法13・2は、一言にして言えば、(所領の授封または引き戻しを求めるべき)年期を懈怠した家臣が、たとえその年期(=1年と1日)のあいだ所領を占有(・支配)していても、それによって(その所領についての) *rechte Gewere* (の権利)を取得することはない、という趣旨のことを明確にしようとしたものである。それがここに「補足」されたのは、前条(=レーン法13・1)で、*rechte Gewere* を言わば(家臣が主君の授封にもとづき占有・支配しているすべての所領について成立しうる)一つの *Rechtsinstitut* として打ち出した結果、その「例外」を明らかにする必要に迫られたため、と推定される。したがって、このレーン法13・2のような「補足」が必要とされたこと自体、逆に、前条への註・2で述べた私見を裏づけることにもなっているのである。さらに、このレーン法13・2を(前条13・1のもとになったと目される)AV 1・103と比較すると、次のような相違が目につく。すなわち、「レーン法」においては、家臣が(所領の授封または引き戻しを求めるべき)年期を懈怠した場合には *rechte Gewere* は成立しない、ということが強調されているのに対して、AVにおいては、(少なくとも文言上)、この「年期」内に所領の授封または引き戻しを求めなかった家臣でも、所領を7週と1年占有していれば、「(レーン法)の言う) *rechte Gewere* と同じ権利を取得しうる、という解釈の余地を残す、ということがそれである。この問題については、前出レーン法13・1、註・2と3を、また、(この条項は「ドイツ語第2版」に属するが)、この条項がなぜここに「補足」されたかについては、後出レーン法13・4(=AV 1・38)、註・1を参照。さらに、この条項を、(家臣が)「他の主君を引き合いに出す」場合を扱った後出レーン法14・2とも比較されたい。

13・3<sup>1)</sup> 人(=後出の家臣)<sup>2)</sup>が毎年何らかの賃料(特に、小作料)(tins)を(主君に)支払っている場合、(その)家臣はその(小作料を支払っている)所領(ないし、土地)(gut)についていかなるレーンをも(nen len)(立証・)取得(ないし、保持)することをえない(=主君のレーン法廷でその所領ないし土地が、彼の(=彼に授封された)レーンであるか否かが争われた時、それが彼のレーンであることを立証し、それについてレーン法上の権利を取得(ないし、ひきつづき保持)することはできない)。しかし、(その)家臣が(それにもかかわらず)それについてレーンを(=それは彼に授封されたレーンであり、したがって彼はそれについてレーン法上の権利をもつと)主張し、また(ないし、それに対して)、主君が証人をもって(その所領ないし土地は)彼の(=主君が貸し出した)小作地(であること)(sin tinsgut)を立証することを申し出る(ないし、申し出た)場合、(その)家臣にとって(その所領ないし土地の)占有(de gewere)<sup>3)</sup>は(何の)役に(も)立たない(helpen)(=法的な効果を(も)生まない)。ただし、彼(=家臣)が彼の主君に対(抗)して、証人をもって(その所領ないし土地が)彼の(=彼に授封された)レーンであることを立証しよう場合は別である。彼(=家臣)がそれ(=証人による立証)をなし逃げることができるのであれば、家臣がそのことをなす(=問題の所領ないし土地が彼のレーンであることを立証し、それをレーンとして取得ないし保持する)のが許される方が、主君が家臣のレーンについて小作地(としての権利)を取得(ないし、保持)するよりも、より公正(bilker)(だから)である。<sup>4)</sup>

- 1) この条項は、前出レーン法13・1(=AV 1・103)、註・1で述べたように、レーン法13・1の(位置の)移動および改訂と同時に「レーン法」で(新たに)「補足」されたものであることに、あらかじめ注意されたい。
- 2) この箇所原文：Swar men jarlekes ienegen tins af gift 中の men の語は、文言上は、「(家臣に小作料を支払う)小作人」と解釈できないこともないが、前註・1で改めて指摘したように、特にこの条項が前出レーン法13・1と同時に「補足」され、前出レーン法13・2と同じく、rechte Gewereの「例外」(=それが成立しないケース)を述べようとしたと目される(レーン法13・2、註・7を参照)ところから、本文における補訳のように、「家臣」(が主君からある土地を「小作地」として借り受け、主君に「小作料」を支払うケース)と解し(それを前提にしてこの条項全体を邦訳し)た。
- 3) この箇所の were の語が「占有」を意味することは明らかであるが、ここではそれ

が、(文脈上)一見、tinsgut について用いられているように見える。しかし、この条項では、まさに主君と家臣の間で(ある)所領ないし土地が len であるのか、それとも tinsgut であるのが争われており、家臣の主張に従えばそれは len であるというだけでなく、それにひきつづき後段では、実際にそれが家臣の len である場合が扱われている。それに加えて、この箇所では、実質的には、tinsgut については、(たとえそれを満1年(以上)占有していても)、前出レーン法13・1に見られるような (rechte) gewere (の権利) は成立しない(前註・1を参照)、ということが説かれていることにも注意されたい。(この点については、石川「ゲヴェーレ」、143頁、および、註・100をも参照されたい)。

- 4) この条項——少なくともその前段——は、「レーン」と「小作地」の峻別を前提にしている。この点については、後出レーン法14・1、レーン法60・1と2などのほか、石川「ゲヴェーレ」、155頁以下を参照されたい。なお、この条項で扱われている主君と家臣のある所領ないし土地をめぐる(それが小作地なのかそれともレーンなのかという)係争が(特に)どのようなきっかけで起こ(りう)るか、という問題については、次のレーン法13・4 (= AV 1・38)、註・10を参照されたい。